

## 令和6年 第1回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和6年3月5日（火）

9：30～14：25

### ～速記録～

#### ◎ 議長（西 昭夫）

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席いただき厚くお礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議いただきますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。会議に先立ち、本年1月1日に石川県能登地方を震源とする地震が発生しました。この地震により被災されましたすべての方々に、心からお見舞い申し上げます。また、この災害により、かけがえのない多くの命が失われました。犠牲者となられました方々に対し、衷心より哀悼の意を表すために、これより黙とうをささげたいと思います。皆さま、ご起立をお願い致します。黙とう。お直りください。ご着席ください。いまだ不安な日々を過ごされている被災者の皆様が、一日も早く穏やかな日常に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。ただ今から、令和6年第1回相楽東部広域連合議会定例会を開会致します。平沼広域連合長、挨拶。

#### ◎ 広域連合長（平沼 和彦）

皆さん、おはようございます。本日は、令和6年第1回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。まず、さきの令和5年第3回定例会におきましては、令和4年度一般会計決算認定が不認定となったわけですが、決算の不認定の主な理由と致しまして、昨年度までに行ったクリーンセンター擁壁安全対策工事後の原因について、説明不十分とのことでありますが、現在、さきの定例会においてお認めいただいた補正予算の応急対策検討費の中で、原因究明に努めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、本定例会におきましては、第3次広域計画、令和5年度第3号の補正予算、令和6年度の当初予算などについてご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。どうぞよろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（西 昭夫）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって3番、頭鬼久雄議員、4番、畑武志議員を指名致します。なお、以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いを致します。日程第2、会期の

決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る 2 月 26 日開催の議会運営委員会において、本日 1 日間とすることで決定されておりますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日 1 日間に決定しました。日程第 3、諸般の報告を行います。5 番、坂本英人議員におかれましては、閉会中の 2 月 29 日、笠置町議会議員を辞職されましたので、報告致します。これに伴い、広域連合規約第 9 条第 2 項の規定により、現在、欠員が生じておりますが、地方自治法第 113 条の規定により、定足数を満たしておりますので、このまま引き続き議事を進めます。日程第 4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、畑武志議員。

◎ 総務厚生常任委員長（畑 武志）

それでは改めまして、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、2 月 20 日午後 3 時から、和東町体験交流センターの会議室で開催致しました。まず、令和 6 年第 1 回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和 5 年度一般会計補正予算（第 3 号）（案）でございます。令和 6 年度一般会計当初予算（案）の説明を受けました。その中で主な質疑では、令和 6 年度の当初予算における塵芥処理費の増額理由について、また、ごみの分別などについての質問が出されました。続いて、相楽東部広域連合第 3 次広域計画の説明を受けました。主な質疑では、計画中に記載されている今後「想定される具体的な取組」のうち、「一般廃棄物に係る広域処理等に向けた検討」の内容についての質問が出されました。最後に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、教育委員会委員の任命の件、監査委員条例の一部改正の件について、それぞれ説明を受けました。以上で、2 月 20 日に開催致しました総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

続きまして、文教常任委員会副委員長、鈴木かほる議員。

◎ 文教常任副委員長（鈴木 かほる）

坂本議員に代わりまして、副委員長ですが、鈴木が報告させていただきます。文教常任委員会からの報告を行います。本委員会では、2 月 20 日午後 5 時から、和東町体験交流センターの会議室で開催しました。最初に、令和 6 年第 1 回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、まず、相楽東部広域連合第 3 次広域計画についての説明を受け、主な質疑

では、計画中、現状と課題に記載されている構成町村の今後の人口減少の推計及び構成町村との役割分担についての質問が出されました。次に、令和５年度一般会計補正予算（第３号）（案）、及び令和６年度一般会計当初予算（案）の説明を受けました。主な質疑では、一般会計当初予算において、来年度から採用を予定する職員と各町村からの派遣職員数との関連についての質問が、また、各小学校教育振興費における児童用図書や備品購入などについての質問が出されました。最後に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、教育委員会委員の任命の件、監査委員条例の一部改正の件について、それぞれ説明を受けました。以上で、２月２０日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

以上で、報告を終わります。日程第５、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め３０分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。４番、畑武志議員の発言を許します。

◎ ４番（畑 武志）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。本日大きく２点のことについて、お伺いを致します。また、通告書と順序を少し変えさせていただきます。１点目に和東小学校区の通学道路について、２点目に相楽東部広域連合管内における今後の一般廃棄物の処理、新たな施設整備、現行施設の今後についての質問をさせていただきます。通学路の関係は、教育長にお答えをいただき、２点目については３町村にお伺い致します。また、伊賀市等の構成による新たな施設計画に至った経緯は、連合長にお尋ねを致し、その答えについてもよろしくお願い致します。最後に、施設整備計画とは別に、現在のクリーンセンター施設の今後をどのように整備するのか、また、地元下島区への説明責任についてどのようにお考えなのか、連合長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、最初に通学路対策についてでございます。昨年の定例会で質問をさせていただきましたわけですが、令和５年度までの実績、令和６年度当初予算にどのように盛り込まれているのかについてでございます。前回の実態を踏まえた中で見直しをお願いしていたものです。教育長にはそのことについて、できている、まだできていない、これのみの答弁をお願い致します。後の令和６年度当初予算審議で再質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、次に、相楽東部広域連合管内における今後の一般廃棄物の処理計画についてでございます。連合を構成する３町村のごみ処理については、平成３１年３月末での東部クリーンセンター操業停止以降は、三重県伊賀市の民間処理業者へ委託を行っております。この民間委託についても本年度末の令和６年３月末の契約となっているわけですが、そうした中、昨年の１２月には令和６年４月以降のごみ処理についても民間への委託を継続することを目的に、業者

選定を行うとともに、プロポーザルを実施されたと聞いております。既に委託先の業者が決定しているのかは存じませんが、前回同様に５年間の長期継続契約を締結されるならば、今後５年間は今と変わらないごみ処理の方法になるのだと思いますが、それ以降、１０年先、２０年先のごみ処理方法について、おのおの各町長の計画をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。２点目でございます。今回、伊賀市等の構成による新たな施設計画の経緯についてでございます。新聞報道にもありましたように、笠置町、南山城村は三重県伊賀市、名張市との新たな枠組みによる施設整備を検討されており、４月には法定協議会に移行されるようにも聞いておりますが、これについては和束町は含まれておりません。現在、連合管内において、３町村が共同でごみ処理行政を行っていることにもかかわらず、なぜ、このような構成で施設整備を検討する経緯に至ったかをお聞かせいただきたいと思います。次に、新たな施設計画に係る相楽東部構成町村おのおのの議会説明及び相楽東部広域連合議会への説明についてでございます。先ほども申し上げましたが、和束町は伊賀市、名張市との協議等には参加しておりませんので、町長から議会への説明も特段ありません。笠置町、村では議会の説明はされておりますが、相楽東部広域連合の説明はございませんので、連合長の答弁を求めたいと思います。次に、現行、クリーンセンターの今後の整備について、また、クリーンセンター、地元下島区の説明責任についてをお尋ねします。今後、この施設をどうするかなども含め、地元下島区への説明責任が行政にあるとは思いますが、どのように考えを持っておられるのかお伺い致します。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。畑議員の一般質問、令和６年度和束小学校区の通学路の見直しについて、お答えします。令和５年３月議会で指摘いただきました和束小学校区の通学路の見直しについては、随時進めており、できているところであります。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

おはようございます。畑議員からいただきました今後の一般廃棄物処理、新たな施設への現行の施設についての構成町村おのおのの一般廃棄物の今後の処理計画について答弁をさせていただきます。和束町におきましては、先ほどもご指摘のとおり、今回の伊賀市等との広域行政については参画をしておりません。私が農村振興課長の時代に生前堀町長と

この件については、慎重審議をした上で進路を決めるということをご指示いただいております。その関係もありまして、和束町としましては、京都府内で同様の広域処理計画の議論が行われておりますので、この広域計画に基づいて事務を進めていきたいというふうに考えておりますので、今回、5年間の計画を契約しましたところでございます。その期間内において、できるだけ新たな方向性を決めたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

失礼致します。ただ今の畑議員からのご質問でございます。笠置町と致しましては、将来の安定的なごみ処理を行っていくために、令和5年9月1日に伊賀市、名張市、南山城村と任意協議会を設置し、それぞれの市町村の情報共有や法定協議会の設置に向けた準備を行ってまいりました。本年2月に開催致しました当初の令和6年第1回定例会におきましては、ごみ処理広域化基本構想検討委員会の設置などの3議案と、基本構想の策定にかかる負担金などの予算につき、ご可決いただいているところでございます。令和6年4月からは法定協議会である検討協議会において、ごみ処理の広域化の可能性や、今後の具体的な構想を協議していくこととなっております。私からは以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

南山城村につきましては、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会に昨年3月末に参加表明致しました。現在、基本構想を通じて広域化、集約化の実現可能性を検討しています。各市町村は、令和8年3月を想定し、広域化組織への最終判断を行います。なお、操業は令和16年度を予定しています。また、3町村の今後のごみ処理については、当面は民間委託を継続しつつ、あくまでも3町村が安定的にごみ処理が可能となる広域化を目指し、3町村が将来的な受入先を確保できるよう調整を継続することとしております。以上でございます。続きまして、2つ目のご質問、伊賀市や名張市との新たな施設整備の枠組みの件についてでございますが、さきの定例会でも答弁しておりますが、昨年2月頃、伊賀市から伊賀市内の処理施設が10年後には使用できなくなり、新たな施設整備の枠組みへの参加について、定住自立圏を構成する南山城村をまず打診いただいた次第でございます。3つ目のご質問、新たな施設計画に係る相楽東部構成町村議会へのおのおのの説明及び相楽東部広域連合議会への説明についてでございますが、伊賀

市からのお話を受けて、広域連合を構成する3町村で一緒に参画できればと、和東町の堀前町長にはたびたびお話をさせていただいたところでございます。しかしながら、先ほど各町村長から答弁しておりますとおり、現時点で対応が分かれております。一般廃棄物処理基本計画は広域連合のみならず、構成町村におきましても同様に策定しておりますことから、一般廃棄物の処理は、市町村の責務であるとの廃棄物処理法上の趣旨を踏まえ、各町村議会における説明、議論を進めてきた次第でございます。4つ目の質問、現行クリーンセンターの今後の整備についてでございますが、建て替えや再稼働が極めて難しい中では、将来的には施設を廃止し、解体することになりますけれども、ごみの受入先の確保の一定のめどがつくまでは、現在の状態をできる限り維持できるような対策に努めてまいりたいと考えております。最後に、地元下島区への説明責任についてのご質問でございますが、地元の皆様は今回の伊賀市等との枠組みへの参画や、現在のクリーンセンターの状況などが報道されるたびに不安に感じられていることと存じます。これまでご協力いただいていた地元住民の皆様に安心材料をしっかりとお届けすることが必要と認識しているところでございますので、特に、現行行っております応急対策の検討により、一定の調査結果と今後の対策が明確になった段階で説明を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

それでは、再質問をさせていただきます。各町村の議会の取組については、一定理解を致しました。しかし、和東町についてはそうしたことはございません。先ほど答弁があったとおりでございます。私がここで1つ疑問があるのは、伊賀市からそういうお話があったのか、これは私も堀町長からそういうお話があったということは内々でお聞きしておりました。しかし、堀さんいわく正式な文書でないと、そういうものを簡単に受けるものでないと、あの人自体は慎重な姿勢の方ですから、そういう答弁をされたと思います。その中で東部連合議会への説明、これは一番大事かと私は思います。それについても何らないということでございます。そのときに連合長は堀さんでございましたが、今、堀さんに代わりまして、平沼連合長が連合長という立場でおられるのですから、その正式な要請がないのになぜそこまで行かれたのか、あったとして、なぜ、東部連合議会に話をされなかったのか、その点についてもお聞き致します。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

まず、伊賀市さんから、先ほども答弁致しましたが、相楽東部連合構成町村に対し、広域化の参加の意向について、参加の希望照会を受けております。これは昨年の1月末から2月の上旬頃なのですが、その打診を受けまして、令和5年3月末までに返答をくださいと、これは3町村の長にもこういったお話があります。令和5年3月7日に西3町村及び連合事務局が参加する事務担当と広域化の枠組みへの参画に係る説明会が伊賀市で行われました。これは先ほど言いましたが、令和5年3月7日です。村からは副村長、それから建設の担当課長と係員、この3人。笠置町からは前田参事と石原担当。そして和束町からは竹谷さん、そして連合からは小森さん、これらが説明に寄せていただいて、そこで意向を確認されております。その後、3月までということでしたので、村と笠置は参加をしようということを決めております。ところが堀町長さんについては、検討するということで、ずっと来られていましたが、あくまで民間委託をするということで、その協議会に入らないというお話でした。そんなことで2町村と和束町さんとは、そこで判断が分かれたということでもあります。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

いきさつの経過については、それは分かるのですが、連合議会にそういう話があったら、なぜ、連合議会に話をされなかった。その答弁を私は聞いておりません。堀さんは慎重審議で行くということで、いろいろと考えておられたのでしょうか。ただ一番元の連合議会に何でそんな正式な文書を出されなかったのですか。元は一番最初のここのボタンの掛け違いなのです。3町村、笠置町についても村については、そういう定住自立圏の関係で行くということは私もある程度は理解致しました。広域を組んでいる3町村に対して何で正式な文書をこの議会の中で言われなかったのですか、それについてはいかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど言いましたように、一般ごみ処理は、各町村に委ねられているという、責任を持ってするというものですので、まずはそこから入っております。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

実は先日の総務厚生常任委員会で、相楽広域連合ごみ行政のバランスが崩れると、大きく崩れるのではないかと大変懸念するというのが久保議員から質疑をされました。そもそも、この本連合の3町は事務を効率的に効果的に行けるということでこうやっているのです。平沼連合長の地元の久保議員が広域的なバランスが崩れるのではないかと、久保議員の言われたことの本意は分かりませんよ。おそらく3町が一緒に取り組んでいかないといけないのではないかと、それとも和束町も早く来いやということを言われている、それは分かりません。だけど先ほどから何回も言っているように、何で、この連合議会に話をされなかったのか。そして、もう一つ私が一番疑問に思うのは、前回の岡田議員が一般質問をされました。その中で協定事項、平成8年のいつでしたかな、ここに議事録がありますけど、平成8年に和束町がごみを引きとりましょと、中間処理は笠置町です。最終処分場は村ですよと、こういうことをされているのに、それを実行にされたのは和束町だけだと岡田議員からはっきりとこの議事録に載っております。私も当然そのとおりだと思うのですよ。それならば、なぜここで話をされなかったのか、私は疑問を感じます。馬場町長については先ほど答弁されましたように、京都府と一体化になっていくと、このように答弁されておりますよ。しかし、広域連合という1つの組織の中でごみを一本化していくと、バランスが崩れるのではないかとことを言われているのですよ。これについて連合長、どのようにお考えですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

3町村が足並みを揃えて伊賀市に行くことになる、それはもちろん東部連合でその話をしますが、足並みは揃わなかったと、しかし、いずれも広域化処理ということ念頭に置いております。というのは、これ以上20年も経過しておりますし、ここのクリーンセンターはもう使用できないという判断を持っておりますので、それはどうしてもできないということになれば、また、再稼動とかという可能性も残しておりますけども、その時点では堀町長さんは民間委託とずっと言っていました。そのときに京都府の方の広域化で考えているという話は、私はそのときに全然聞いておりません。5月頃まで一緒に行きましょという話はずっと言っておりましたが、民間委託にずっとこだわられていた、そこはちょっと私も理解ができなかったのですけども、しょうがないですねと、でも、まだ最終的に幾らでも行けますからということで、そういうこともありますし、伊賀市の市長さんも堀町長さんの方にも話を持っていかれましたし、馬場町長さんが新しく就任されてからも伊賀市長さんからまたそういった話を持ちかけておりますので、それは、3町村は



そこで判断がそれぞれ違ってきましたら、連合としてここで足並みを揃えて行くという話  
はできなかっただけであります。それと、先ほど最終処分地のことでできていないという  
ふうにおっしゃいますけども、村としてもちゃんと準備をしましたし、用地も確保しまし  
たし、そして、その周りの同意も全部取っております。ところが費用が相当かかるという  
ことで断念されたという経緯がありますので、何もその点については村の約束を放置した  
ということはありません。

◎ 議長（西 昭夫）

4 番、畑議員。

◎ 4 番（畑 武志）

協定書をまた、その後に平成 20 年か何かに取り組んでおられるのです。20 何年か、  
ここに資料がないから分からないです。今、連合長が言われましたけど、広域的なバラン  
スが崩れる、それもいいということで、これを受けられたと、このように理解してよろし  
いのですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

何をもって広域のバランスが崩れるというのか、それは、私はよく分かりません。

◎ 議長（西 昭夫）

4 番、畑議員。

◎ 4 番（畑 武志）

私もこの点については先ほど言ったとおり、二通りの考えがあります。もう一つ、これ  
は、今度は和東町長に聞きます。和東町長は今まで、今日のご答弁いただきましたから、  
沈黙ばかりで具体的な提示をされなかった。そうした中で新聞報道が 2 回か 3 回ありまし  
た。住民から不安感を抱いているのは確かです。なぜ、和東町はされなかった、早急な方  
向を馬場町長も示すべきだと思うのですよ。だけど、今先ほど聞きましたから、それは、  
私は理解致しました。今日の答弁の和東町については、だけど 3 町村がそろった中で広域  
的なごみをやるということについて、3 人の首長、和東町はもうしないから行きませんと、  
堀さんはじっとしたということですね。それを押し切ってまで何でここまで東部連合議  
会で議案に上げてこなかったのですか。私はこれに議会を 2 町 1 村を担う議会ですよ、そ  
れについていかが思っているのですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど住民が不安を持つというお話でしたが、このごみを安心して、ごみ行政ができるということを念頭に置いて、今現在、この5年間は伊賀市さんに受け入れてもらうということになっておりますけども、そこから先は全く連合としてつかないわけです。そこで伊賀市からこういう話があったら、そっちの方を検討しようということで、そちらに入れば今後ずっと安定的に継続してごみ処理ができると、それも3町村で今やっている、この形態のまま継続していくわけなのです。今も伊賀市さんにお世話になって三重中さんで処理をしていただいていますけども、その流れの延長線でずっと令和16年以降もできるというようなことで、まず、ここを確保しようというのが考えなのです。和東町さんが京都府内の広域化というのがどこにあるのか、それは私も聞いておりませんし、どこにあるか分かりませんよ。いつできるのか分かりません。でも、そんな話がもっと具体的に令和11年から、そういったところにあるという話もその時点で聞いていましたら、そっちがいいですね、それはそのときに連合としても話に乗っていきますけども、その具体的なものが全然まだ分かりませんし、むしろまだ伊賀市さんの方が具体的な計画を出されておりますので、まずはそこを確保しようと、手の内に乗せようと、そこで一番私が判断をしたところなのです。そうしましたら、そこから先も継続して20年間というのは安定的にごみ処理ができる。空白の5年間があります。11年から16年、そこでそういう計画が入っていけば、その5年間も引き続き伊賀市さんにお世話になるだろうという、その判断なのです。そんないいことはないとは思っているのですが、和東町さんは、また、別の判断をされただけのことなのです。だから、そこで足並みを揃えたらいつでも連合で話はちゃんとしますし、それでバランスが崩れるということは、私はそんなことを思っていないです。あくまでも東部3町村は、この連合を通じていろいろなことの施策、行政をやっていくかないとあかんということを思っておりますので、ごみの処理だけのところで判断が少し分かれたというだけのこととっております。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

連合長、私の聞いていることは、何で連合の議会でされなかったということを聞いているのですよ。笠置町と村はそっちの方向で行くと、だけど和東町は行くとも行かないとも言っていないよ、ちょっと様子を見ようと、その話を何で連合へ持ってこなかったの

すか。そこが私は分からないのですよ。そこが全然ボタンの掛け違いですよ。馬場町長、これについて、先ほど答弁いただいたのは、それはそれで結構なのですけども、本当にこれは3町村が足並みを揃えていけるのかなという思いがあるのですよ。それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

畑議員の質問について、お答えさせていただきます。基本的に和束町が今回、法定協を組まれるところについて参画していないということが現実でございます。これにつきましては、先ほどから平沼連合長が答弁されていますように、前町長の中で民間委託を模索しながら緊急避難ということをしてこられました。その上で今後どうするかということについては、どういう検討をしていくかということが進んでいたのは現実でございます。これは令和4年度内で京都府が広域ごみ行政について各市町村の担当者呼んで話をしております。これについてどうするかというのは、堀町長の中にあつたかどうかは私は分かりませんが、その部分があつて、たしか令和5年3月26日だったと思います。堀町長から呼ばれて、広域ごみ行政についてもう一度検討し直せということで、それを担当課長としてやれということで僕が受けております。今、平沼連合長が答えられましたように、4月中旬に現南山城村の副村長の中嶋さんから私にお電話がありまして、和束町としての意向はどうするんだということを問われました。これに関して私も堀町長に確認を取ったのですけども、まだ、現段階で判断をするのは早いと、それについてはもう少し慎重に考えろということと言われております。それが私と堀町長の中で一番最後に、この広域ごみ行政についてどうしていくかということでございます。ただ、一つ収集につきましては、各市町村の部分であります。焼却処理につきましては、これは広域になりますので、その後、たしか8月25日だったと思います。伊賀市長が和束町にわざわざ来ていただきまして、この段階でどうされますかということも確認されました。先ほど中町長の答弁でもありましたように、それに対して確認もされました。その結果で現時点の問題があるということでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

もう時間がありませんので、最後になります。最後に連合長に今回の対応、私は少しいさみ足だったのかなと、また、議会軽視であつたと、このように思います。私は思います。

和束町長、和束町の住民は馬場君を信頼していると思います。馬場町長を信頼していると思います。できる限り早い時期に東部連合でこうしたかたちの中で討論が出ないなら、和束町の住民に対して少し説明責任を持ってやっていただいたら、こういう苦言を提示して終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎ 11番（久保 憲司）

今のは時間外の発言ですけど、議事録に残すのですか。

◎ 議長（西 昭夫）

残します。

◎ 11番（久保 憲司）

残すの、そうしたら、今後、時間を超過しても。

◎ 議長（西 昭夫）

いや、最後に一言ということだったのですが、思ったより長かったですが、今のは残します。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

では、言われっ放し。

◎ 11番（久保 憲司）

そんな議会運営はおかしいのと違うか。何のために30分の時間を決めたの。一旦止めたらいいのに。

◎ 議長（西 昭夫）

暫時休憩します。

（休憩 10：15～10：36）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。先ほど畑議員の一般質問の中で、時間が過ぎてしまっているにもかかわらず、議長の判断で発言を許可したので、執行部側からの答弁で終わりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

私は住民の安心・安全のために行政をやっているつもりであります。議会というのは、住民の代表であります。住民の代表である議員の方から議会軽視だと言われるようなことは1つもやったことはないと思っております。だから、私は議会軽視をしているというのは、筋違いのことだと思っておりますので、それは取り消していただきたいというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

これで4番、畑武志議員の一般質問を終了します。続きまして、2番、向出健議員の発言を許します。

◎ 2番（向出 健）

東部連合議員の向出です。一般質問の通告内容に基づきまして、質問をさせていただきます。東部クリーンセンターの安全対策工事についてを質問させていただきます。一つ目に今回、設計業者、建設業者ともに責任はないというふうに考えておられるのか、それとも責任はあると考えておられるのか、それとも今後の調査の結果で判断していくとされるのか、この点について、まず、お伺いしたいと思います。そして、この問題については、今後どのように進めていかれるのか、どのような流れで進められていくのか、予定されているのか、展望を質問させていただきたいと思います。これまでの説明の中で今回の原因、雨水が原因ではないかというような専門家の方からも聞いているということはお聞きしていますけれども、この点について、今回、想定外の雨が降ったのか、想定内だったのか、そのあたりについてはどういう認識をお持ちなのかお伺いしたいと思います。そして4番目に、今回、1億円ほどの費用をかけています。設計業者からは大丈夫というような内容で最終的に説明を受けまして、それで工事が施工されました。しかし、1か月もたたないうちにこういう事態になったと、軟弱地盤等もあるので、この結果は仕方がないというふうに考えておられるのかどうなのか、その点をはっきりとお伺いをしたいと思います。そして5つ目に、連合側から費用も抑えていただきたいというような条件をつけてきたので、なかなか言いにくい面もある等の答弁もお聞きしていますけれども、この点について条件をつけたとしても、設計業者や建築業者もですが、建設業者もですけれども、条件をつけられても、その中でしっかりとした大丈夫なものを出すのが責任なのではないでしょうか。それは条件をつけたから言いにくいとかではなくて、条件の中でしっかりとしたものを出すというのがあくまで責任だと思いますので、そういう立場でなくて、そういう自分たちが条件をつけたから言いにくいではなくて、やはりおかしいのではないかという立場で臨んでいただきたいと思いますので、このあたりの見解についてお伺いをさせていただきます。残りは自席にて質問をさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

向出議員からのご質問、「東部クリーンセンターの安全対策工事」について答弁をさせていただきます。最初に、「設計、建築ともに業者には責任がないものと考えているのか」とのご質問につきましては、これまで「最終的な責任は理事者にある」との答弁を致しておりますが、現時点では、事業者に対する明確な責任追及をする段階ではないとの判断を致しております。原因究明に係る調査につきましても不十分であり、現地における土塊自体の動きを想定するためには、もう少し広範囲の調査も必要でありますし、一部を撤去致しましたテールアルメ擁壁については転倒の回避ができました。ただ、現地は、テールアルメ擁壁が存在していたときと同様の地盤変化が顕著に表れる結果となったことから、地滑りの滑り面が想定よりも深いものと考えられ、当初調査時に提案された調査範囲を広げ、長期的な調査が必要と考えております。また、地下水のみづ道などの調査を今後加え、細部にわたる地下水位などの調査を行うべきである、と考えているところでございます。

次に、2つ目の「今後、どのようにこの問題に決着をつけるのか、展望」についてのご答弁をさせていただきます。ご指摘のとおり、どこかの時点で決着をつけることは、必要不可欠であるとは認識しているところでございますが、今回の事案については、根本的な原因がつかめていない状況で、判断することは時期尚早でもあり、何よりも現在、3町村のごみ処理につきましては、緊急避難的に民間委託を行っている状況であることから、この点も含め、状況判断も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。3つ目の、「雨水が原因との説明を聞いていますが、通常降る雨で地盤の沈下、構造物の割れなどが生じることはあり得ることと考えているのか、それとも、想定を超えた雨が降ったということなのか、見解を」とのご質問ですが、議員もご承知のとおり、今回、危険と想定する構造物を撤去しても、地盤が動くという現象が顕著に表れたわけでございます。ただ単に、カウンターのウエイトを下げただけで解決できるものではないことが解明できたことで、結果として、のり面や構造物の施工不良ではないということが、今回、現場で立証されたことになるのではないかと考えているところでございます。専門家からの判断として、地滑りが起因する何らかの要因に対し、対処が必要であるという見解が導き出されました。地滑り現象が発生する最大の要因は、「地下水の変状・変異」と考えているところであり、これは想定外の降雨・雨量はもちろんのこと、通常の降雨・雨量がどのように起因しているかについて、中長期的な詳細の調査が必要であるものと考えているところでございます。4つ目の、「設計業者から大丈夫、との説明で行われた工事が1か月も経過しない間にこのような事態になったことについて、やむを得なかったとするのか、見解を」とのご質問について答弁をさせていただきます。今回の工事につきましては、転倒のおそれがある構造物の撤去については、一部焼却施設ののり面を残して完全に行われ

ましたので、問題なく工事が終わっているとの判断を致しているところでございます。しかしながら、その後ののり面整形につきましては、現在の結果となっていることから、今後何らかの手を加えていく必要性があると考えております。この点は切り離し、今後の調査結果によりましては、抜本的な対策工を施工する必要性があると考えますし、まずもって、地元住民の皆様に安心いただけるような対応が必要不可欠と考えているところでございます。いずれにしましても、さきの定例会での答弁しておりますとおり、「1円でも安く、かつ、1日でも長く維持ができること」を念頭に置き、調査・原因究明に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。最後に、5つ目の「連合側から費用を抑える旨の話もしたと聞いているが、条件がつけられたとしてもその中で設計し、大丈夫なものを提案するのが、設計業者ではないか、どのように考えるのか」とのご質問について答弁をさせていただきます。先ほども答弁させていただいたとおり、視覚的、いわゆる見た目では、テールアルメ擁壁が今にも転倒しそうな部分につきましては、今回の安全対策工事における撤去により、回避できたものと判断しているところでございます。この工事の施工に関して、設計や工事計画に問題があったとは考えにくいとの判断を致しているところでございます。あえて申しますと、安全な工事施工を行うための大きな仮設工事も行わずに、工事が施工できたわけでございますので、今回の工事につきましては、危険な状況下において施工されたものではないと言えるのではないかと考えてございます。以上、向出議員からいただきました一般質問への答弁とさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

2 番、向出議員。

◎ 2 番（向出 健）

向出です。答弁の中でウエイトを変えるだけではできないことが分かったということで、設計、建築ともに施工不良ではないというようなことを言われていますけれども、それもあくまで想定外、つまり想定をはるかに超える雨水があつて、調査の結果にはなりますけれども、想定外の雨水だったとか、設計の時点でも到底計り知れないような事態があつて、そういうことがあれば、不良でなかったと言われると思うのですね。建設の不良というのは、あくまでちゃんとした構造物、大きさとかがちゃんとできたとかそういうところになると思います。設計については、あくまでこれで大丈夫だとやったわけですから、あくまでそのときの想定内の雨水であつたりとか、地滑りの状況も今までもあつたわけで、あくまでとても想定できないと、業者の責任とは言えないと、調査の結果分かった段階ではそう言える可能性もあると思うのですが、今の段階ではまだ不良でなかったというような結論というか、そういうこともまだ出せないのではないかと、だからそういうことでなくて、調査の結果に基づいて判断していくということが正しいのではないかとと思うのですが、もう一度答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

想定内、想定外の雨量だったかというのは、これは難しいところですが、いずれにしても、まだ調査が不十分だったという結論には至っております。

◎ 議長（西 昭夫）

2 番、向出議員。

◎ 2 番（向出 健）

調査が不十分という認識をお持ちだということははっきりと分かりました。それで、ただ一方で、答弁の中で先ほども触れましたけども、こちらからも条件をつけたので言いにくいということも以前のところでも答弁がありましたし、今回も施工不良ではないとか、特に、工事計画には問題がなかったという答弁もありますので、やはりそれはそういう立場ではなくて、あくまで調査の結果に基づき今後判断していくということでやっていくべきでないかと、今の段階で業者の責任を基本は問題なかったのではないかという、そういう想定で行くのではなくて、あくまで具体的な調査をされて、具体的な数字、調査結果に基づいてきちんとした結論をいただきたいと思います。やはり業者にちょっと慮るといいですか、そういうような答弁がありますので、そういう立場でなくて、調査の結果きちんとしたものでやっていただきたいと、再度、答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

施工に関しましては、設計どおり行われておりますし、また、検査も行われております。その検査は工事段階の段階ごとに検査をしたものも含めて、最終検査を行って異常はないと、問題ないという判断が出ておりますので、施工に関しては問題ないという判断をしております。

◎ 議長（西 昭夫）

2 番、向出議員。

◎ 2 番（向出 健）



これまでよりは前進しているのかなというふうには思っております。以前は雨水のことを言われて、設計業者にはなかなか責任を問えないとか、材料がないのでなかなか言えないという話をずっとされてきました。ただ、今も施工には問題がなかったと判断をしたと言われました。そうすると、これはあくまで、まだ想定範囲ですけど、勝手な予想にはなりますけれども、そうなりますと現実には事態は起こっているわけですね、これで行きますと、大丈夫ですと、現に地盤沈下、構造物の割れ等々が生じている、こういう事態があるということは、やはりどこかには原因があった。施工が大丈夫ということは設計のどこかにやはり甘さがあった、想定すべきをしていなかったということにはなってくると思います。だから、そこをきちんとしていくと、その上で最初から業者は問題がないのではなくて、ちゃんとやっていただいて、そこをきちんと何度も言いますが、要するに調査の結果に基づき、きちんと判断をして、責任あるなしの判断も含めて、きちんとしたもので出していただきたいのです。そこをしっかりと答弁いただきたいと思いますけれども、お願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

1月に現地に赴きまして、そのときに設計業者さん、そして監修の神戸大学の教授も現場に来ていただいて調査をしました。現場調査と、それと当時の設計図を全部見まして、いろいろな問題がないかということで現場にあたったわけですけども、当初に想定していたより深層部の部分でそういった先ほども答弁をしましたが、みづ道があるのではないかと、その水たまりというのがなかなか発見しづらくて、それがこういった沈下をしているのではないかという、これはまだ憶測の段階ですけども、そういうふうな仮の仮説をそのときに立てて、それを実証しようということで、今回、補正で認めていただきました予算の中で、もう一度、広範囲で調査をしようということにしておりますので、その結果が出ますと、もう少し明らかになってくるのではないかなというふうに思っております。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。それで議会に対して、今後どういう結論に至るにしても、やはり言われた調査結果をきちんと報告いただきまして、しっかりと今言われたような想定外のことというのをきちんと調査の結果、こうだったと断言できる段階で、きちんとやっていただきたいというふうに思っております。その点については、はっきりとお答えいただきたいという

ことと、結構時間がかかっていますので、できる限り早期に解決を図っていくということが必要だと思うのですが、今回、補正予算、前回のところで組まれた額というのはあまり大きくない額だとは思うのですね。全面的調査となると、もう少し考えていかなければいけないのではないかとというふうには思います。だから、その予算措置も含めて、これではできかねるのではないかと、もっと全面的なものが要るのではないかと、その全面的なものを出すにしても、なぜ、これが要るのかという、その予備段階なのかかもしれませんが、そのあたりについてもう一度きちんと説明いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど言われました調査については、そのとおり報告をするように、それは承知致しました。それと金銭面的なことなのですが、まずは1円でも安くというふうに先ほども言いましたとおり、いきなり大きな調査費をぼんとかけるのではなしに、まずは300万程度で全容を調査して、それでもまだ分からない、まだ、未解決のところがあるというようなことであれば、また、新たに調査を進めていくという段階的な方法でやっていくというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。以前、設計業者の方に直接、休憩時間にお聞きしたところ、ボーリング調査も絞ったかたちでやっていて、全般的な地盤の調査というのは実際にやっていないですということはお聞きしているわけです。場合によってはそういうことも出てきた中で、そうしたら撤去してしまった方が早いとか、そういう判断も、それは一応今の中では東部クリーンセンターも一応残すと、可能性として一応、建物自体は残しておかなきゃいけないという条件はあるのですが、それであるならば、ちょっとご不便をかけるかもしれないですけど、道を閉鎖して置いておく方が逆に安全じゃないとか、いろいろな判断も出てくるのではないかと思います。そのあたりはどういうふうにお考えなのか、あくまで工事は絶対に施工していくんだということにしていくのか、いろいろな選択肢を残されているのか、答弁を求めたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

段階的に調査を進めているということで、中長期的な調査を続けていくということを考えております。それとボーリングの件につきましては1か所をやったわけですが、まず、あそこの地層は円弧滑りをして壊れているということが一番の原因です。それである程度、先ほどやった施工で安全を保てるということでやっておりますが、深層部でそういった水道があって、水たまりがあって、それがたまっては出て、水がなくなったときには沈下をするのか、その辺の水位の調査もしたいなというふうなことを、まず最初に考えております。それと撤去につきましては、今、緊急避難的ということでしておりますので、それは現況は止めておりますし、その方向性がしっかりとはっきりした時点で解体とかということを考えていきたいというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。調査はしてやっていくということですし、対応はするというので答弁はいただいていますけれども、最後にちょっと重なりますけれども、やはり1億円もかけた中で誰もこの金銭的賠償をしない、何もないんだというので本当にいいのかどうかというのはあると思うのです。やはり、そのあたりについてはきちんと決着をつけていくということが要ると思います。どういう割合になるか、本当に責任があるのかも含めてですけども、それで、今からまた調査をするのはいいですが、そうすると、これまでの調査が不十分じゃなかったのかという話にもなってしまうのではないかと、そういうところも含めて責任というか、原因も含めてきちんと明らかにしていく必要があると思います。その点について、最後に答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

1億円の話ですが、あそこの安全を確保するというので裁判で賠償を得たと、その範囲の中で、それもいきなり、この程度と言ってしまうのは悪いですけれども、この設計で十分に安全を確保できるのではないかという設計に基づいてやったわけなのですが、結果としては、まだ見切れていない部分があったというふうに判断しておりますので、もう一度調査をして、さらにもう少し確実な方法を見つけて、もう一度施工をすると、安全確保のための施工をするというのを段階的に考えていきたいというふうに思います。それで道路につきまして

は、回路を設けておりますので、当面の間は通行止めとしまして、山側の方の道を通行していただくというふうな対策を講じております。

◎ 議長（西 昭夫）

これで2番、向出健議員の一般質問を終了します。続きまして、9番、梅本章一議員の発言を許します。

◎ 9番（梅本 章一）

9番、梅本章一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。大きく2点ございます。一つ目、小中一貫校で英語に特化した教育の実施ということで、昨年11月に南山城村議会の研修で行きました徳島県佐那河内村には、平成30年から、そのときに校長先生の提案で、小学校と中学校を同じ学校で小中一貫で児童生徒を9年間見守り、英語に特化した教育を進められておまして、海外の生徒とリモートで会話できる英語力があり、英語で村の紹介を生徒たちが行っておりました。日本で唯一の連合教育ということで、こちらで、そういったことで考えられないのか。二つ目、中学校現場で献血教育の推進をということで、学校における献血啓発の取組は全国で展開され、政府の骨太方針にも盛り込まれました。新型コロナの影響で献血人口の減少となっており、高校では献血セミナー等が行われ、学ぶ機会がございますが、16歳から参加できる献血のことを中学校から学ぶべきだと考えますが、いかがでしょうか。和東中学校では既に取組をされたとお聞きしておりますので、その取組状況につきましてもお聞きしたいと思います。以上、あとは自席で行わせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。梅本議員の一般質問、「小中一貫教育で英語に特化した教育の実施」についてお答えします。小中一貫教育については、文部科学省から推奨の方向が示されており、全国的にもその数は増えてきているところです。府下においても、その考え方を取り入れ、一部進められている市町もあります。小中一貫教育は、平成27年に小中一貫教育の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律により、義務教育学校の制度が創設されました。これにより義務教育段階における新たな形態の学校として取り入れることが可能となっています。この形態は小中学校9年間の教育課程を編成し、系統的な教育を目指すことを可能としています。特に、一貫教育の軸となる教科の創設が可能であることから、視察された学校においては英語に特化した教育を進められておるのだと思います。英語教育については、ICT同様に、これからの社会でますます重要となり、あらゆる場面で必要なツー

ルとなると考えます。よって連合管内各校では、中学校にはALT、外国語指導助手の配置をし、英語検定費の補助、小学校には英語専科教員とALTを配置し、子どもたちの英語力向上を図っています。連合管内における小中一貫教育については、連合の教育の重点に幼少期からのつながりをもとに一貫した教育を上げており、保・小・中の連携を密にしているところです。現在、進められている保小・小小・小中・中中の連携をさらに強固なものとし、できるところからカリキュラムの連携を進める中で、最終的には保育園も含めた一貫的な教育を行いたいと考えています。その目標に向けて管内どの学校でも同じような手法で授業が受けられるよう、連合版スタンダードとしてアクティブラーニングの手法を用い、個別最適な学習を進めています。また、人権教育を基盤とした仲間づくりを進めることでいじめがゼロ、不登校ゼロを各校の共通の目標としています。いじめや不登校は小から中に変わる時点で増加し、いわゆる中1ギャップと呼ばれ、その解消が小中一貫のメリットであると考えられていますが、さきにも述べましたが、管内では小中の連携の中で工夫して取り組んでおります。今後も小中連携をさらに進め、できる限り切れ目なく一貫した教育をしていきたいと考えておりますが、様々な課題がクリアでき、小中一貫校の実現が可能な時期にはぜひとも協力をお願いしたく思っています。それまでの間は様々な研究をしてまいりたいと考えていますので、どうぞご協力をよろしくお願い致します。続いて、中学校現場での献血教育についてお答えします。梅本議員ご指摘のとおり、昨年の骨太方針、財政運営と改革の基本方針2023において、献血への理解を深めるという文言が付されました。これは若年層、10代から30代の献血者が減少していることによるものです。献血は自分や他人の命を救うだけでなく、社会貢献の意識や人間性を高めることのできる大変有意義な活動であると同時に、持続可能な社会の実現を目指す上でも必要不可欠です。それゆえ小中学校段階から献血の大切さを知らせる献血教育は、社会の一員としての自覚を育成する上で大いに役立つ取組であると考えます。現在、和束中学校では、外部講師により献血学習を進めています。生徒からは分かりやすい説明で命の大切さを考えられたという感想も出ております。連合教育委員会としましては、この取組が命の大切さを考える人権教育の一環としても大変有効であり、管内各校でさらに奨励していきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

教育長、どうもありがとうございました。昨年11月に佐那河内村ということで、小中一貫も先進的に行われている村に研修ということで行かせていただいたのですが、大阪の中心地といいますか、昔でいうドーナツ現象の真ん中で人口が減少、外部に出ていったところに今またタワーマンション等が建設されて、人口減少の中で、また新たに人が増

えるということで、小学校関係なり学校関係がまた急に人口が増えるという状況で、そういった中で小中一貫ということもされているようで、非常に人気があると、公立学校でありながら私立学校のように長期的に教育ができるということで、おそらく人気があるのでしょうし、また、その特色のある勉強、あるいはクラブ活動におきましても、ほかの学校ではないものも取り入れられていると、例えば、eスポーツのクラブとか、そういったこともありますし、また、今言われております英語教育についてもしっかりと取り組んでおられる地域もあると、これを教育長に言うのもあれなのですが、GDPがドイツに抜かれて今日本は4位と、その背景から行くとやはりドイツも中小企業が結構多いということで、日本も当然そうなのですが、日本国内は国内需要の企業が海外になかなか売り込めていない、ドイツはどうかというと、中小ですが海外に輸出がしっかりとできているということは、やはり言葉の壁という部分、そういったことが非常に大きいのではないかと、いうふうに感じていますし、ドイツでは小学校4年生から自分の進路というものをしっかりと学校教育で取り組ませていて、4年生から仕事の面についても教育を、あるいは進めているということが言われております。村の議会でも、この小中のことを言わせていただいたのですが、やはり連合の教育となると、この連合議会ということになりますので、こちらでも言わせていただいているわけですが、その村ですが笠置中学校は当然、笠置町と南山城村、小学校については南山城小という、どうしても村だけで解決できない問題でしょうし、和束町につきましては当然一つで完結しているわけですので、そういった面でクリアできる部分が町と村というこの二つで小中一貫ということでもし進めるとしたら、どこからの提案といいますか、出発といいますか、この辺はどうお考えでしょうか、先ほど答弁いただいたのですが。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。小中一貫については、多分イメージをされているのは、建物を同一にすると、視察に行かれたところはそうであったかと思いますが、形態が三つございまして、一番いいのは同一建物で、そこに小学校1年生から中学校3年生が同一の敷地内で、ともに縦割りも含めて学んでいくというのが一番理想であり、そんな中で英語に特化したような、通してそういった学習をしていけるというのが理想であるわけですが、やはり全国的にこれが一気に進んでいかないのは建物問題と、やはりそういう予算面のことがあろうかと思えます。そういったあたりで小中一貫教育は建物を隣同士で敷地がある、国立なんかはそうですが、桃山の小・中なんかは隣同士にあるので、併設して隣にあるような学校はもうちょっと近くできるわけですが、それ以外のところは、大体小学校と中学校は離れております。ですので宇治なんかでも一貫教育ということではやっておりますが、建物は別々

なわけですね。一貫教育は何かというと、カリキュラム連携ということで、カリキュラムを合わせていくということが最終目的になるわけです。連合管内は5つありますが、5つが1つになるわけにはいけないので、今のところは、考え方としては、連合管内はどこも同じように学んでいくんだという、そういう方向で学び方を合わせていくというようなことを進めていますし、連合教育の重点のところを共通認識しながら各校で進めてもらっていますので、そういうことがじわじわ浸透していると思います。それともう一つは、うちが軸にしているのは連携でございます。ほかの学校も小・中の連携というのはどこでもやっておるのですが、うちほど密接にはつながっていないと思います。うちは小・中だけではなくて、小・小も連携しますし、中・中も連携さそうとしています。さらに保育園も連携させるように今、町村にはお願いをして、ちょっと管轄は違うわけですが、保育園、いわゆる幼少期から中学校を卒業するまで、もっと言うと中学校を卒業してからも追ったいきたいなとは思っているのですが、そういった長い9年だけ、12年、6年、9年だけではなくて、もっと長い期間で一貫して子どもたちを見守りたいというところを方針にしていますので、なかなか一気に進みませんが、考え方としてはそういう方向で少しずつじわじわ進めていますので、さらにそれを進めていって、ロードマップを書けませんが、最終的には皆さんが同じようなかたちでできたらいいなというふうなイメージは持っております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

ありがとうございます。郡内を見渡すと、城山台が抱えている木津川市は非常に児童生徒数が急激に増えているということで、城山台の周囲に住まれている方は学校を選べるというふうに聞いています。城山台の小学校もございますが、離れても行けるというようなことも伺っておりますし、一方で、こちらの管内はコロナ以前、運動会に私らも出席している頃と今を比べるとかなり生徒数が減少と、教育長もこの間、笠置中学校の運動会に来ていただいていたのですが、どうしても人数的に少なくなるので、種目種目の間の時間が空いてしまって、やはり生徒にも当然負担がかかるでしょうから、これは一つの提案ですが、まだ勉強というところまではいかないでしょうけど、例えば、運動会だけ合同で中学生が休める間、小学生が運動をしているとか、そういったことから始めていくような方法も考えていただけたらありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

ありがとうございます。そういったことを随時進めながら教育をともにやっていくというふうに思っていますし、なかなか運動会とかという大きな行事は一緒にできていないのですが、小さなところでは一緒にやっていることはいろいろとありますので、運動会も様々な状況を判断しながら、そういった方向で考えられたらよいというふうに思っていますので、持ち帰り検討していきたいというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9 番、梅本議員。

◎ 9 番（梅本 章一）

一気にには行かないと思いますし、結構、今のお話では連携を取りながら教育も進めていただいているということですので、引き続き、連携しながら進めていただきたいというふうに思います。それから次に、これは京都府からも言われておりますように献血ですけども、先ほどの話ですと、和東中学校では既に取り組まれているということで、そうしましたら笠置中学校につきましては状況としては、全然できていないということですのでよろしいですかね、その辺につきましてよろしくをお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

そのとおりでございます。和東中学校は始めておりますが、笠置中学校はまだ始められておりません。ただ、さっきも言いましたが、中・中で連携していますので、当然、和東中学校でやっていることを笠置中学校は知っておりますし、この春、6 年度からは笠置中学校も少ない時間ですけども取り組むような方向で聞いていますので、また、教育委員会としても足並みを揃えるようにということは指示しておりますので、6 年度以降は実施するというふうに聞いておりますし、その方向でいきます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9 番、梅本議員。

◎ 9 番（梅本 章一）

そうしましたら、ぜひとも笠置中学校でも進めていただきたいというふうに思いますので、これを終わります。



◎ 議長（西 昭夫）

これで梅本章一議員の一般質問を終了します。日程第6、議案第1号、「相楽東部広域連合第3次広域計画の件」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第1号、相楽東部広域連合第3次広域計画についてご提案を申し上げます。相楽東部広域連合の広域計画につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定によりまして、このたび、「第3次」の広域計画として、構成町村などとともに人口減少や少子高齢化をはじめとする地域の課題解決に向けた取組を進める内容を盛り込み、計画の期間について、令和6年度から令和10年度までの5年間とする計画とするものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

それでは、議案第1号、相楽東部広域連合第3次広域計画につきまして説明を致します。それでは、お手元の議案第1号をお願い致します。相楽東部広域連合第3次広域計画について。相楽東部広域連合第3次広域計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月5日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、平沼和彦。次のページ、1ページをご覧ください。第1の2、「広域計画の趣旨」のところがございますけれども、これまでの広域計画に引き続き、広域連合及び関係町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものであるとしております。続きまして、2ページから5ページの上段に至る第2の、「広域連合が行う事務」につきましては、これまでの計画から、法改正を踏まえた文言などの時点修正を行ってございます。5ページをおめくりください。第3の「その他関係町村の広域的な行政課題に係る調査・研究に関すること」でございます。（2）の現状と課題についてでございますが、令和5年12月の厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口では、2050年には、3町村を合わせても2,606人に減少するといった大幅に縮む未来像が突きつけられているところでございます。現在、相楽地域には、当広域連合のほか、ご覧のような広域行政組織がございまして、相楽地域全体の振興発展や行政サービスの維持向上を図ってきてはございますけれども、今後、社会情勢の実情に合わせて対応していくためには、広域的な行政課題についての調査・研究を関係町村のみならず、広域連合においても主体的に行っていく必要があるものと考えてございます。（3）今後の方針と施策についてでございますが、関係町村や「相楽東部未来づくりセン

ター」と連携し、広域的な課題に関する調査・研究を行ってまいり、その結果、関係町村が個別に行うよりも広域連合が処理することによって地域の振興発展、行政サービスの維持向上につながるものにつきましては、広域連合が処理する事務に追加することも含め、人口減少、少子高齢化をはじめとする地域の課題解決に向けた取組を進めていくこととしております。最後に、6ページをおめくりください。第4の「計画の期間」などについてでございますが、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間と致しまして、5年ごとに必要な改定を行い、また、広域連合長が必要と認めたときには随時の改定を行うことと致しております。以上が、議案第1号、第3次広域計画の説明となります。よろしくご審議・ご可決いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今、説明された中の一番最後の具体的な取組のところですが、この具体的な取組の一番最初に保育所の認定こども園というのが出てきています。この話のもう一つ前提なのですが、今、広域でこれを5か年計画としてやるというふうに決まれば、各町村との関係ですけど、最終的な決定の権限はどちらが強いのでしょうか、広域で今日ここでやりますよと決めてしまったら、もう自動的に各町村はその方向に向かってやらなければいけないということなのか、そういう事態についてお聞きします。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

鈴木議員のご質問にお答えします。まず、想定される具体的な取組に書いてございますのは、保育所の認定こども園化に向けましての保育士の人事交流ということでございます。人事交流を促進するということでございます。まずもって保育所を認定こども園にするかどうかといいますと、各町村の議会での議決が必要になります。また、例えば、連合の教育委員会で所管することになりましたら、広域連合規約の改正が必要になりますし、各町村議会での議決を経まして、連合議会での議決を振るといった段取りになろうかと思えます。いずれにしても、各町村議会での議決がなければ、認定こども園化というのは進まない話であろうかと思えます。また、仮に連合の教育委員会で認定こども園を所管することになったと致しましても、各町村議会から派遣いただく議員の皆様からのご意見やご指摘を踏まえて、連合としても対応させていただくことになるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

質問は 3 回ですか。

◎ 議長（西 昭夫）

はい。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

この認定こども園自体のそれがどういうものなのかというのは、ほとんどの人は知らないと思うのです。私も詳しいことはまだ分かりません。この就学前の子どもたちということで、幼稚園であろうが保育園であろうが就学前につけたい力というのは、10 項目が今出ています。その 10 項目については、保育園であろうが幼稚園であろうが一緒なのですよ。言っている言葉もすごく抽象的です。それを具体的にどういうふうに保育実践に生かしていくかというのは現場の仕事ですけども、だから保育園であろうが幼稚園であろうがつけたい力は一緒なので、何でこの論議が今出てくるのかなと理解し難いのですけども、それで今取りあえず人事交流とおっしゃいましたけども、この人事交流は、例えば、うちの村の保育園の先生が、笠置に行くとか和東に行くとかということを考えておられるのですよね、それなら一番基本のところでは村の人は村職員です。村職員として採用されているから、その村職員としての給与表というのがありますよ、それぞれ町村であると思うのです。例えば、今ここに連合議会に村から派遣されている方がいますよね。その方は、その村の給与表で行っているし、そこからまた村に帰ったときには、また、その続きで行けるわけでしょう。それなら例えば、同じ保育園にいながら、村で採用になった方、それから笠置で採用になった方、和東で採用になった方というふうに採用条件が違う人が 1 つの保育園に行って、じゃあその人たちの待遇とか給与条件とかいろいろなのがあると思うのですよね、職員そのものの働くための条件があると思うのだけでも、そういうのが私に言わせればぐちゃぐちゃになるのと違うかなと、どうするのかなというふうに思うのです。だから交流というのは否定しませんが、でも人事異動で同じ先生がずっと同じ保育園におったのでは刺激がないとか、そういうこともあるのかも分からないけども、いかがなものかなと、もっともっと検討してもらわないといけない、そう簡単に人事交流ってできるものと違うのではないかなと思うのですけど、どうですか。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

失礼致します。まずこの項目をこの広域計画に記載した一つの理由と致しましては、現在の各3町村の保育士の年齢構成がばらばらだというふうに伺っておりまして、なかなか保育の質が上がっていかないというような実態がございました。人事交流ということでございますけれども、それは派遣元、派遣先、間でのどちらの給料を使うのとか、どういう身分でどういう保障をするのかというのは、各町村間の人事交流の協定書なるものをつくりまして、そういったことで取り決めていくものではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この認定こども園については、また、それぞれ各町村でも議論が始まっていくと思うのですが、これは三つ目なので言いますが、この前の文教委員会の中でもその話が少しありましたね。それって何やという話もありました。ほとんどの人が実態が分からないし、知らないし、そんな中で私が一番気にするのは、今、村の議会でしょっちゅう言われることは、小学校、中学校がここでしか、学校の教育の話がここでしかできない。10人議員はいるけれど、ここに来ている議員しかそれについては関わって発言ができない。そういう状態の中で、まして保育園まで認定こども園ということになってしまったら、あれは教育委員会の管轄になりますよね。そうなったら、村の子どもの話は村の議会ではできないという事態になるわけです。そういうこと、逆に言えば、村の議会は子どものことを何もせんでいいから、楽になるかといったら、そんな問題でないと思うのですよ。だから本当に子どもの子育てとか教育とかをどうするかということを本当は村の議員は村の議会で話をしたいと皆さんは思っておられるわけです。そこでもって保育園までなんて、とんでもないと私は思うのです。三つ目の発言なのでこれで終わりますけれども、もっともっと本当に各議会でも真剣に論議をしてほしいと、そういう組織もきちんとつくってほしいと思います。まず、それが認定こども園ってどんなものなんだという勉強も、さらに皆で真剣にやっついていかないといけないと思っています。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。認定こども園とはいかなるものかという話でございましたので、少し説明

をさせていただきます。こども庁ができて、内閣府とこども庁と文科省、この3つが寄って認定というのを始めています。本来は保育園は厚生労働省管轄ですので、文科省管轄ではございません。ですので、いわゆる福祉サイドで保育をされているのが現状でございます。もともと就労に当たって子どもを保育にかけるということで、子どもさんをお預かりして、その間、お父さん・お母さんはお仕事をされると、こういう制度のもとに出発しているわけですが、今は幼稚園は文科省管轄で、これは幼児教育ということで、教育ということで進められています。ということで、この二つはもともと出発点が違いますので、これを一つに合わせていくというのは、これは、そんな簡単なことではございません。ですが、保育園も今、学校の指導要領、小・中学校、保育園も含めて教育の指導要領というのがございまして、これに基づいて教育をしているわけでございます。同様に保育園も保育要領というのがありまして、これに基づいて保育をしているわけです。保育は預かって子守りをしているだけかということではなくて、その中で今、鈴木議員がおっしゃったように、小学校入学までに育てたい力ということで、目指す力というのが出ています。これは教育の方から出ているわけですが、保育もこのことは十分ご存じいただいて、この方向に沿って保育もされていますし、昨今、保育士の先生は幼稚園免許をほぼお持ちでございます。ですので、以前は要らなかったのですよね。保育士の資格があれば保育園と、幼稚園は教員免許になりますので、教員免許をお持ちでございます。ですので、保育園の先生もこの教育というところに携わって保育をしておられますので、これが今、同じような方向で進んでいるところでございます。特に、小学校に入ってから教育が始まるわけではなくて、今、いわゆる非認知という力が非常に重要であるということが言われていまして、これは幼児期の間に非常につく力でございます。ここで非認知の力をつけると、その後の知識、育てなきゃいけない力がぐんぐん伸びていくわけですね。そのことを十分意識されておって、これをいわゆる幼稚園は先進的にどんどん進んでいっています。ですが、保育は、今、教育ということではないので、そちらはやはり状況的には薄い状況でございます中で、そこを合わせて子どもたち、子どもたちというのは保育も幼稚園も小学校に行けば同じ土俵に乗っていきますので、ですから保育は預かっているだけではなくて、そういう教育面も含めてやっていこうというのが国の趣旨ではないかというふうに考えています。先ほども小中一貫のことで述べさせていただきましたが、私も小学校に入ってから教育をするわけではなくて、やはり幼児期からの教育というのは大事であると、特に遊びから学びというふうに今教育の中では言っています。ですから、幼稚園も、字を教えたり計算を教えたりということをするばかりではなくて、要するに遊びということを非常に重視しています。ですから、幼稚園が保育園に学ぶということも多々あります。ですから、このあたりが合体していったって、今一つになっていこうというような方向で進んでいるのではないかなというふうに私は推察しております。ただ、他の仕事との関係がありますので、ここのところはやはりハードルは高いと思いますし、ご両親が就労しておられない方は幼稚園で送り迎えが十分できる家庭が多いかと思いますが、このあたりが認定になり

ますと、保育園と幼稚園の両方の機能を持ち合わせることができるということでして選べるわけですし、延長保育、長く預かる、もしくは幼稚園は大体３時には帰ると、これを選択できるようなシステム、両方の機能を持たせながら認定というのが設置されていると、こども庁がこれを推進していますので、ここは教育に大分力を入れて二つの機能を併せ持つというのが進められているというふうに理解しております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。１１番、久保議員。

◎ １１番（久保 憲司）

１１番、久保です。最後の６ページのところで想定される具体的な取組というのを幾つか上げていただいております。認定こども園の件については、今、鈴木議員からいろいろと質問があって、南山城村議会の中でも先ほど鈴木議員の発言の中にあった、ここに連合議員として派遣されていない議員の意見がなかなか聞けないといえますか、また、たまたま平沼村長は連合長なので同一の方でありますけれども、南山城村議会の中ではいろいろな質疑がなかなか現場では取り上げて、あるいはまたこれに答えてということができないというのがあります。しかし、それを言い始めると、そもそも連合って何のためにという話になりますので、そこは私自身はやはりそこに派遣されている方がそれぞれの所属する議会の中の、あるいは住民の意見を集約していくと、ある程度限界があるのかなというふうには思っております。同様に一つ前のページに戻ってみますと、それぞれ木津川市を含めて旧相楽郡内、あるいはまたもっと広域でいろいろななかたちの中でそれぞれ一部事務組合が運営されております。これはいずれも同じ状況になってきております。しかし、とはいえ、やはり特に、保育・教育という問題は非常に地域の将来を大きく左右する、どういう方向でやるかということによって大きく左右するところがあるというふうに思いますので、その辺はやはり何か定期的にそれぞれ現場の議会でもそういった議論ができる場を、これは広域連合長にお願いをしていく案件になるのかなと思いますけども、そういう機会をやはり定期的に設けていただくということの一つご検討いただいたらどうかというふうに思っているところでございます。それから、次のデータセンターの設置ということなのですが、これはおそらく最近はやりのDXとかIT化の中のビッグデータのものを想定されているのかなというふうに思うのですが、ちょっと中身がどういうデータセンターをお考えになっているのか、一つもっと身近な例を言うと、住基の基本がありますね、こういったデータをデータセンター化していこうというふうにお考えになっているのか、これは国全体でいうとマイナンバーカードみたいなものにもつながっているのかなというふうに思うのですが、具体的にどういった方向性をお考えになっているのかを教えてくださいというふうに思います。それから次の、各種技術職員などの技術センター化というお話があるのですが、これは笠置、和束、私は分かっていませんが、南山城でい

うと、随分以前は職員の方で結構いろいろな例えば、測量とか、登記とかといったような問題について、それなりの資格を持っておられる、また、技術力も持っておられる職員の方が結構たくさんおられたように思うのですが、最近、これがどんどんと委託化をされて、村の場合でもだんだんとそういう技術力が低下してきていると、そうしたら例えば、小さな見積りを査定する何か、大規模なものは別としましても小さな災害等が起こった場合の、あるいは要望が出た場合に対する査定能力というのがなかなか職員の方で難しくなってきた、結局、外部委託をしないとなかなか出てきたものがこれでいいのか悪いのかという、その判断が職員ではつきにくいような状況になってきているのではないかと、そういう気がするのですが、各種技術職員などということは、これは直営の職員のことをお考えだとすれば、そもそも現場でなかなかそういうことが難しい状況になってきているのに、さらにそれを技術センター化してということになってくると、その技術センターの占める方はその部分が外部委託ということになってくるのかなと、具体的にどんな方針を探ろうとしておられるのか聞かせていただきたいというふうに思います。一般廃棄物の問題については、もう先ほどからもそうですし、従来からもいろいろな議論がされておりますし、各連合長の間でも言わずもがなの状況であろうかというふうに思いますので、この点についてはぜひそれぞれ後ろが決まっております。遠いものもあれば近く判断をしなければならないものもあろうかと思しますので、今後3連合長でしっかりとその辺は意見を集約しながら住民の期待に応えていただけるようお願いをしたいというふうに思います。それから最後のその他事務なのですが、一つもう一度元の5ページに戻っていただきますと、既にここに書かれていますように一部事務組合なり、あるいは京都府全体の会議の中へ議員を派遣しているというような状況もあります。あるいはまた広域行政組合という組織があって、そこで各町村で取り組めないような内容で、かつ他の複数の自治体に関わるような内容を主に取り扱っているという、いつもそういうふうに広域では話をされていますけど、そういったものを超えて、さらにまだ共同化の拡大というのがどういったものをもうくろんでおられるのか、その辺、それぞれ分かっている範囲で教えていただきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

久保議員からのご質問にお答えしたいと思います。まず、データセンターの設置に向けた取組の推進についてでございます。各町村におきましては、電算システム、ハード面の機械類、また、ネットワーク関係の維持管理費が毎年相当かかっているというふうに聞いておりまして、こちらは大きな課題だというふうに考えております。これらを少しでも一元化することで経費を削減できればということでご覧したものでございます。ただし、久

保議員もご指摘のとおり、例えば、マイナンバー、住基の情報、個人情報に直結するものですとかは、法令上一つの機器やシステムにすることはなかなか難しいのではないかと思います。中継するネットワーク機器ですとかサーバーなど、法令に影響しない範囲で3町村の機器を極力集約化して経費を削減していければよいのではないかと思います。次の技術職員などの技術センター化の検討に向けた共同研修の実施につきましてでございますけれども、こちらも久保議員ご指摘のとおり、土木の技士をはじめ、技術職が3町村では少ないといった現状がございます。これもご指摘のとおり、技術職がいない中では委託に出して逆に費用がかかったりですとか、そういったこともございますので、スケールメリットの確保を目指す取組として、将来的には技術職員を3町村で一つに束ねるような技術センター化というものを目指して、まずは共同研修を一緒になってやっていきたいということが取組の内容でございます。最後のその他事務の共同化の拡大でございますけれども、現時点では具体的なものを想定しているわけではございません。上に書かせていただいている4項目のほか、町村の持続可能性を高めるために4項目に限定せず、事務の共同化に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

反対討論です。

◎ 議長（西 昭夫）

まずは原案に反対の者の発言を許します。2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。議案第1号、相楽東部広域連合第3次計画について、反対討論をさせていただきます。最終ページ、6ページの保育所の認定こども園化を見据えた保育士の人事交流の促進ということについて、述べたいと思います。必ずしも認定こども園が悪い、駄目だという立場ではありませんけれども、今現在、管内では公的な保育所があり、その公的な保育所の公の責任をしっかりと果たして充実させていくことが必要ではないかと思います。認定こども園では保護者の方の就労状況とかによって、要するに幼児の保育が必要かどうかによって受けられる内容も変化してしまうということがあり、そういう保護者の方の条件によって受けられる時間も変わってしまうというようなこともあります。それから、人口減少が進む中ではつきりとはそういう方向に進むか分かりませんが、統廃合とい



う方向も、もしかしたら懸念されることなのではないかと、そうすると各自治体でのまちづくりにも影響を受けていくのではないかとということが懸念されます。いずれにしても、もう少し今現在、公的保育所がしっかりとある中で議論をして進めていく必要があるのではないかと、今、この段階で連合として認定こども園を見据えるという立場ではなくて、どうすれば公の責任を果たしていけるのか、そういうところの論点、観点に立っていただきたいということを望みまして、反対討論とさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

次に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。これで討論を終結致します。これより採決を致します。議案第1号「相楽東部広域連合第3次広域計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手多数です。したがって、議案第1号、「相楽東部広域連合第3次広域計画の件」については、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第2号「相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第2号、相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の件について、ご提案申し上げます。本件は、令和5年5月8日付、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律19号）が公布されたことにより、当連合の条例につきましても、地方自治法の引用条文を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。それでは、議案第2号と致しまして、相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、朗読等をもちまして説明させていただきたいと思います。議案第2号、相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について。相楽東部広域連合監査委員条例（平成20年条例第8号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。令和6年3月5日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、平沼和彦。1枚おめ

くりください。相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例。相楽東部広域連合監査委員条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行すると致しまして、1枚おめくりいただきましたら、新旧対照表を添付させていただいております。今回の条例の改正につきましては、提案理由でもございましたが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、これまでの条文がございましたけども、その前に条文が新設されたことから、引用条文が後になってくるということで改正を行うものでございます。ちなみにですけども、構成町村でございます笠置町、南山城村につきましては、既にご可決いただいております。和束町さんにおいても、今議会において改正されるというふうに従っております。どうぞ、よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

討論なしと認めます。これで討論を終結致します。これより採決します。議案第2号、相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について、現案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第2号、相楽東部広域連合監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。ここで休憩をします。再開は議場の時計で1時からとします。

（休憩 11：57～13：00）

◎ 議長（西 昭夫）

午前中に引き続き、会議を再開します。日程第 8、議案第 3 号、「相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件」についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご提案させていただきます。令和 5 年の人事院勧告により、行政職給料表が改正され、構成町村の行政職給料表が適用とされたこと、さらには「地方自治法の一部を改正する法律」に係る会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係の運用におきまして、令和 6 年度から対象となる職員に勤勉手当を支給すべきものとされたことを受けまして、本条例に条文の追加を行うとともに、別表を改正するものでございます。また、本条例本文において、一部文言の修正を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。それでは、議案第 3 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、朗読等をもちまして説明させていただきます。議案第 3 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。令和 6 年 3 月 5 日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、平沼和彦。1 枚おめくりください。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と致しまして、本文をつけさせていただいております。相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号）の一部を次のように改正すると致しまして、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中、「1 か月」、平仮名の「か」でございますが、を「1 箇月」、竹冠の「箇」漢字に、「6 か月以上」を竹冠の漢字を挿入、「6 箇月以上」に、「6 か月に満たない」を竹冠の「箇」を入れまして「6 箇月に満たない」に、「6 月未満」を竹冠の漢字の「箇」を入れまして「6 箇月未満」に、「6 か月以内」を竹冠の漢字の「箇」を入れまして「6 箇月以内」に改める。第 3 条第 1 項中「休日勤務手当及び期末手当」を「休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。第 13 条の次に、次の 1 条を加える。（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）第 13 条の 2、

和束町給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。2、前条第2項及び第3項の規定については、前項において準用する和束町給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。第20条第1項中、「この条」を「この条及び次条第1項」に改める。第20条の次に次の1条を加えると致しまして、(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2、和束町給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く)の1箇月あたりの平均額」と読み替えるものとする。前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。別表第1(第4条関係)を次のように改める、と致しまして、別表の方を載せさせていただいております。職級の級につきましては、1級、2級につきまして、ずっと改正の表をつけております。それと附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用すると致しまして、以降、新旧対照表をつけさせていただいております。今回の改正につきましては、先ほどの提案理由でもございましたが、令和5年度の人事院勧告により、行政職給料表が改正されました。これに伴いまして、連合を構成しております各町村の行政職給料表も適用とされたことでございます。したがって、今回、それに基づきまして本条例の別表をまずは改正させていただきます。さらには勤勉手当につきましても、今回、会計年度さんにおきまして、支給されることを条文として盛り込むものでございます。また、条文中、この条例につきましては、「何か月」というのを様々平仮名とか先ほどもありましたけども、ないものもございましたので、このたび、竹冠の「箇」に統一するというものでございます。なお、構成町村におきましては、笠置町さんにおきましては12月の議会で既にご可決されております。南山城村様におきましては、既にすべて可決されているところでございます。和束町様におかれましては、今議会、3月の議会で上程されるということで、構成町村におきましても、それぞれされていることを受けまして、今回、条例提案とするものでございます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(西 昭夫)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

◎ 議長(西 昭夫)

討論なしと認めます。これで討論を終結致します。これより採決致します。議案第3号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第3号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第4号、「令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億4,044万2,000円に、歳入歳出それぞれ2,914万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,129万3,000円とするものでございます。今回の補正は、府支出金の内示等に係る歳出事業への充当、並びに事業精査によるものが主な補正でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。それでは議案第4号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、朗読等をおもちまして、ご説明を申し上げます。議案第4号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条の規定により提出する。令和6年3月5日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、平沼和彦。予算書の1ページをご覧ください。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによると致しまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額8億4,044万2,000円から歳入歳出それぞれ2,914万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,129万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によると致しております。それでは、概要でございます。主だったものにつきまして説明させていただきたいと思っております。A3の資料も含

めましてご覧いただきたいと思います。まず、1 ページでございます。対応する予算書と致しましては10 ページ・11 ページとなりますけれども、A3の1 ページをご覧ください。予算の左側でございます。一番左側の下、今回の補正のものと致しまして2,914万9,000円の減額をさせていただきたいということで、款項目それぞれで補正額を上げております。右側の表でございますが、これにつきましては、京都府の補助金等々を入れましたものを引きまして、各構成町村ごとの負担金の内訳となっております。続きましてA3、もう一枚おめくりいただきまして、2 ページをご覧ください。対応する予算書は12・13 ページになります。これにつきましては、歳入ということで、下段の特定財源と上段の負担金でございます。今回は、衛生費に該当する分担金の減額等についての補正はございません。負担金のみの補正予算と、あと特定財源の補正といった形になっております。上段、負担金で3町村合わせまして3,139万4,000円の減額補正といったかたちで、説明の欄には各構成町村の減額の額を記載してございます。2 ページの下段でございます。特定財源でございます。今回、補正につきましては、特に、「きょうと地域連携交付金」、事業がそれぞれ確定致しましたので、それぞれに割当てをさせていただきます増額、減額の補正といったかたちで、まず大きなものと致しましては、「きょうと地域連携交付金」がでございます。あと「京のまなび教室推進事業」、「学校・家庭・地域連携推進事業」、「市町村高齢化対策事業」などの補助金、事業精査で減額となっております。それと2 ページの一番下段でございますけれども、南山城の保育所の給食の賄い分につきましては、令和5年度小・中学校も含めまして30円の給食費を上げさせていただいております。その分をこの3月で精算をするといったことで、30円が上がった分についても精算というかたちで歳入となっております。歳出でございます。A3の資料につきましては3 ページ、予算書につきましては14 ページからとなります。今回、事業が確定したことから、財源につきましては「きょうと地域連携交付金」、財源充当といったかたちで、財源の構成が主になっております。総務費では、当初予算でもご説明させていただきました仮想化基盤更新のリース分、これにつきましては、事業が確定致しましたので、その分の減額、それと文書広報費、こちらは歳出の減額・増額の補正はございませんが、「きょうと地域連携交付金」の補助金の充当を行いましたので、負担金の構成といったかたちで3 ページに記載させていただいております。あと教育費では、この資料3 ページの中段以降から10 ページまでになりますけれども、予算書では14・15 ページから27 ページになります。これにつきましても、ほとんど事業確定見込みなどによる減額となっております。それと共通事項と致しまして、資料3 ページ、先ほども申し上げました予算書14・15 ページ、総務費、一般管理費の22万7,000円、それと同3 ページの予算書14・15 ページの民生費の児童館費64万5,000円、それと同じく資料3 ページ、予算書は、同じく14・15 ページになりますけれども、事務局費の12万9,000円の減、それと資料の4 ページを飛ばしていただきます。上段になります。予算書16・17 ページになりますけれども、笠置小学校管理費につきましては13万9,000円増額している部分がございます。そ

れともっと飛びまして、資料１０ページになります。予算書で２４・２５ページ、文化財保護費、和束町史編さん事業４３２万２，０００円の減額がございします。それと資料１０ページの下段ですけども、予算書２４・２５ページの返還分として５３万１，０００円、こちらを載せてございしますけども、これにつきましては各町村、我々もそうですけども、こちらの連合に派遣職員として来ております。それにつきましては給料担当から、これぐらいですよということで当初いただくのですけども、今回、精算といったかたちで各町村から、これだけのかたちでお金がかかりますということで、人事異動等もございましたので、最終の精算といったかたちで派遣人件費の返還分について、今回、増減をさせていただいているというふうなかたちになっております。特に、和束町史編さん事業での返還金、かなり大きなものでございしますけども、当初予算を算定をするときには正職員での積算といったかたちでございましたけども、今回、精算といったかたちで５年度は再任用職員として派遣となっております。その上で、ほぼほぼ確定額、減額といったかたちで大幅な減額となっております。それと資料９ページの下段、今回、増額でございしますけども、予算書で言うと２４・２５ページの中段辺りになります。文化財保護事業、和束町分と致しまして、負担金、補助及び交付金７１万８，０００円、これが上がっておりますけども、これにつきましては和束町の大智寺というのですかね、仏像の修繕補助と致しまして７１万８，０００円を計上しております。あと、先ほども歳入でも申し上げましたけども、資料１０ページ、予算書で申し上げますと２５ページの下段から２７ページになります。南山城保育所の給食の賄い材料費、先ほども申し上げました３０円を令和５年度に上げさせていただいたので、今回、年間分を精算致しまして、その分の精算した分の増額といったかたちで４１万８，０００円を計上させていただいております。今回の補正につきましては、事業精査によるもの、事業確定によるもの、それと給料等派遣人件費、ほぼほぼ確定見込みによるものというものが主なものでございします。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について３回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。６番、鈴木議員。

◎ ６番（鈴木 かほる）

今、村の保育園の賄い材料費ということで、令和５年度分が今３０円上がったという話を聞いたのですが、以前、小学校、中学校が３０円上がったときには、たしか保育園の変更はなかったと思うのですが、だから最後に補正のところで、こういう措置をされたということで理解していいのでしょうか。だから小学校、中学校が上がったのと同じだけ保育園も上がったというふうに理解していいのでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。本年度30円の値上げを小学校、中学校でさせていただいたことに伴います保育園分の精算による値上げということで、おっしゃっているとおりでございます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。今回の予算は金額の大小はありますが、せっかく予算を組まれながら全額減額されたり、大半を減額されております。今回の補正は事業精査による補正だということですが、どうして、この段階で補正をされるのか、もっと早い段階で予算が不要であるということが分からなかったのか、お聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

私ども、確かに議員がおっしゃるとおりで、もっと早急に事業の進捗も確認しておりますけれども、今回できなかったものではなくて、例えば、うちの電算仮想化基盤でございましたら今年度更新ということで、かなり引っ張っております。その分と部屋の関係もございまして、かなり行けるところまでということで、部屋の中での電算機の設置場所についてもいろいろとスペース的なものとかも検討して、行けるところまで行ったということで、今回の12月補正ではちょっと間に合わなかったということで、今回の補正になったということでご理解を賜ればと思います。システム関係につきましては、そういったことで、行けるところまで行かせていただいて、今回、できるだけ負担金を減額をさせていただいたということでご理解を賜ればと思います。よろしくお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

前回、第2号の補正で負担金を350万3,000円要求されております。それにもかかわらず今回3,139万4,000円が減額ということです。今回、減額をされた事業



が第2号補正のときに分かっていれば、第2号補正のときに負担金を要求する必要がなかったと思いますが、そういった連合の補正予算に対するお考えをお聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）  
総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

由本議員のおっしゃるとおりで、財政と致しましてもできる限り構成町村から負担金をいただいております。そういった観点から、できるだけ事業を確定したもの、事業見込みについてのものについては、できるだけ返還できるようにということで、12月も頑張つてやったところですけども、まだ、その入力の時点で固まっていなかったというものも若干ございまして、由本議員がおっしゃるように連合と致しましては、各構成町村から負担金、分担金によって賄われているということを十分に精査した上で、今後でもできる限り予算、不要とは申しません。当初は必要だというふうに考えていたものについても事業を早く確定できるようにということで、今後も努めてまいりたいと思います。由本議員がおっしゃるように構成町村から負担金から賄われておりますので、そういったことも踏まえまして精算、精査をやっていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）  
8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

構成町村は財政がやはり厳しい状況にあると思います。確かに予算というのは見積りでありますが、正確な予算編成、予算執行を強く要望しておきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

討論なしと認めます。これで討論を終結致します。これより採決致します。議案第4号「令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第4号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第5号「令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

令和6年度、相楽東部広域連合一般会計予算について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算は、それぞれ9億1,617万8,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、各町村からの分担金及び負担金8億7,358万9,000円を主な財源としております。前年度当初予算額と比較致しますと9,109万9,000円増加していますが、歳出では、そのほとんどが衛生費、特に、塵芥処理費で8,003万9,000円の増加となっております。これは令和6年度より、一般廃棄物処理業務委託契約を新たに締結しようとするのが要因となっております。歳出で占める割合では、教育費が歳出全体で最も多く半分以上を占めており、次いで衛生費が約3割近くを占め、この二つで歳出の約9割を占めています。以外では、構成町村も同様でございますが、会計年度任用職員さんの勤勉手当を支給することから、それぞれの項目におきまして増加しております。よろしく、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。申し訳ございません。冒頭に皆様方に先ほど差し替えをお願い致しました予算書の103ページ、104ページになります。予算資料と致しまして給与費明細、こちら、それぞれ職員手当の内訳を間違っておりまして、アンダーラインをかけさせていただいております。それぞれの総括等については、問題なく数字が固まっておりますので、内訳のアンダーラインを引かせてもらったところがちょっと間違っておりました。差し替えさせていただきました。申し訳ございませんでした。それでは、議案第5号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。議案第5号につきましては、朗読等をもって説明させていただきます。議案第5号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算について。令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条の規定により提出する。令和6年3

月5日提出、相楽東部広域連合、広域連合長、平沼和彦。それでは、予算書の1ページをお願い致します。令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ9億1,617万8,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表、歳入歳出予算」によるとしてあります。続きまして「第1表、歳入歳出予算」の詳細に記載しておりますが、予算書資料、A3の方をお開きください。まず、こちらは縦長となっております予算資料1ページでございます。予算書と致しましては、これはちょっと長いのですが、2ページから9ページの分になります。これを総括して説明をさせていただいております。縦長となっております1ページの、令和6年度、令和5年度、計の当初予算比較表を上段に記載しております。歳入歳出の総額でございますが、令和6年度につきましては9億1,617万8,000円でございます。令和5年度につきましては8億2,507万9,000円となっております、当初予算比較で申し上げますと、令和6年度は9,109万9,000円の大幅な増額となっております。この資料、1ページの左下の表をご覧ください。各款ごとの予算比較となっております。今回の増額の大半につきましては、一目瞭然でございます衛生費の8,076万4,000円、これが一番多く増額の要因となっております。次いで教育費、総務費となっております。しかしながら、予算額全体では教育費が一番多いことにつきましては、令和5年度、6年度とも変更はございません。ただ、予算全体に占める割合と致しましては、教育費が減少致しまして、衛生費が増加しているという状況でございます。それと、資料1ページの右側の一番下の段の表を見ていただきたいのですが、負担金、分担金の前年度の比較表となっております。今回、負担金、分担金ともに合わせますと8,509万5,000円の増額となっておりますが、今回のほとんどの負担金、分担金の増額につきましては、分担金、衛生費に係るもので8,040万4,000円、分担金としては各構成町村から頂く分が多くなっております。続きまして、資料2ページをご覧ください。こちらにつきましては各目ごとで掲載をしております。これにつきましては特定財源等を引きましたもの、繰越金も引きましたものと見込みと致しまして引いたものを構成町村別で負担金、分担金を算出したものを掲載をしております。もう一枚めくっていただきまして、3ページでございます。予算書につきましては10ページの中段から13ページになりますけれども、特定財源と致しまして掲載しております。特定財源としての歳入を掲載しております。教育費、衛生費に充当されるものがほとんどでございます、特定財源の計、3ページの一番下段で少し細かくて申し訳ございません。4,258万9,000円が令和6年度特定財源として見込む分でございます。使用料及び手数料、府支出金、財産収入、繰越金、諸収入といったかたちでございます。早口で申し訳ございません。続きまして、歳出の主だったものの説明をさせていただきます。先ほどご可決いただきました会計年度任用職員さんの勤勉手当、全体を通じて特に、小・中学校が多いのですが、会計年度任用職員さんの勤勉手当を計上させていただいております。この関係で職員手当が各項目で増加しております。それでは

資料4ページ、予算書14ページ・15ページは議会費になっておりますけども、上段につきましては議会費になっておりますが、今回は前年度と変わっておりません。続きまして、総務費でございますが、資料5ページをご覧ください。予算書で申し上げますと17から19ページの上段になります。総務費の中の一般管理諸経費になります。全体で前年度より314万2,000円増額となって計上させていただいております。委託料と致しまして下段、276万2,000円増額としてさせていただいております。これにつきましては、前年度当初予算よりリースとしております仮想化基盤更新の分のリース分、それと当然うちの庁内ファイアーウォール機器も導入していますので、機器更新等といったかたちから、その分の増加といったかたちになっております。これらにつきましては財源として、令和5年度では精査を入れましたけども、「きょうと地域連携交付金」を財源として見込んでおります。続きまして、予算資料6ページの上段になります。ちょっと細かいですけども、採用試験委託料として令和5年度も見えておりましたけども、採用試験の費用として23万1,000円を計上してございます。令和5年度も試験を行いまして、1名合格といったかたちでしております。今後も採用するということで、来年度も採用試験の試験費を計上してございます。それと中段辺りにありますが、ちょっと細かくてすみません。例規システムということで182万6,000円で構築導入委託を計上しております。これにつきましては、構成町村さんには既に導入済みになっておりまして、連合でも例規改正、特に、検索、改正、それから今後、国とかの動きも含めまして、例規を案件として情報提供していただけるということで、例規のシステムを導入するといったかたちで令和6年度に計上させていただいております。続きまして、資料6ページ中段辺りで広報の関係、予算書で言いますと18・19ページでございます。文書広報費でございます。令和6年度、38万円増額として計上させていただいております。令和6年度につきましては、フルカラー20ページ、今年度もカラーにはさせていただいておりますけども、来年度、フルカラー20ページということで増額といったかたちになっております。ちょっと飛んできまして、資料10ページから12ページ、予算書で申し上げますと26ページから29ページになります。じんかい処理費でございます。令和5年度と比較致しまして8,003万9,000円の増額となっております。廃棄物処理業務におきましては、令和元年度から委託で実施しておりますが、委託期間が令和5年度末で終了となります。令和6年度につきましては5年に1回の委託更新の年となっております。現在、プロポーザルといったかたちをしているところでございますけども、その上限価格を設定する必要ということで、それを基に令和6年度の当初予算を計上しております。この主な増加の原因につきましては、前回、プロポーザルは5年前といったかたちになっております。令和元年度以降、エネルギー価格をはじめとする物価の高騰、特に、物価の高騰とエネルギーの関係、ガソリン等の高騰、それと労務費の上昇、これまでの社会情勢の変化といったかたちについて、今回、それを踏まえた中で上限価格として今回、増額の予算としております。続きまして、教育費でございます。資料につきましては12ページ下段から、予算書につしま

しては28ページ下段からとなります。先ほどもお話をさせていただきました全体的には会計年度任用職員さん、勤勉手当を計上させていただいております。その関係で職員手当等の関係が増加しているというのがまず1点目でございます。それとページをいろいろと言いますけども、来年度、令和6年度につきましては、小学校の教科書改訂の年でございます。資料と致しましては27、29、31、32ページ、予算書で申しますと48から51ページ、52ページから53ページ、54から55になりますけども、各3町村の小学校教育振興費でございます。教育振興費の中の委託料で、デジタル教科書更新、これにつきましては、過去にタブレット端末を入れております。そちらのデジタル教科書更新となります。それと備品購入費で指導書の導入費用といったかたちで大幅な増額でございます。各小学校の教育振興費、委託料ではデジタル教科書の更新と備品購入費で指導書の導入費用といったかたちで、大きく来年度は教科書の改訂といったかたちで大きく計上されております。それと全体的な話を申し上げまして、給食費関係でございます。これも資料が飛ぶのですけども21、59、60ページ、予算書につきましては40から41ページ、98から99ページになりますけども、笠置小学校給食事業、和束町給食センター運営諸経費、南山城村給食センター運営諸経費におきまして、物価高騰の折、令和5年度につきましても先ほど質問でもありましたけども、給食の賄い材料費、30円値上げをさせていただきましたけども、令和6年度は1食当たり、小・中学校40円の増額をさせていただくこと、これの計算につきましては、教育委員会でもしていただきましたけども、それぞれの主食、副食の平均から40円上げるといったかたちでございます。当然、今後、物価上昇については、また、その折に検討するといったことで予算ヒアリングを終えて、今年度、令和6年度におきましては、40円値上げといったかたちで1食当たりということで、小・中学校で増額といったかたちで計上させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。このあたりが教育費の主だったものでございますけども、それぞれ少し細かい話をさせていただきたいと思います。資料13ページになります。予算書が30・31ページ、事務局費です。こちらに先ほども申し上げましたが、令和5年度に職員採用試験を致しました。このたび、合格された方を教育委員会への配属予定と致しております都合、こちらの事務局費の一般職員人件費に給料等を計上させていただいているところがございます。それと、この資料でいいますと13ページ、それから予算書30・31ページ下段になりますけども、事務局諸経費でございます。会計年度任用職員さんで、これまで指導員さんの方を計上しておりましたけども、指導員さんにつきましては令和5年度までと致しまして、令和6年度につきましては、今、事務員さんとして応募しておりますけども、会計年度任用職員さんを新たに採用するものとして計上してございます。続きまして、資料がちょっと飛びます。資料15ページ、予算書で申し上げますと32・33ページで、義務教育振興費で90万5,000円の減額が上がっておりますけども、これにつきましては後で出てきますけども、昨年度はクラブの地域移行ということで、こちらの義務教育振興諸経費で計上しておりましたけども、令和6年度からは科目が変わりまして、

社会教育総務費の地域部活事業ということに新たに移るということで、社会教育に完全移行するというので、そちらに計上することとなったため、今回、減額としております。続きまして、ちょっと飛んで申し訳ございません。主だったもので申し上げますと、資料20ページをご覧ください。予算書で申し上げますと38・39ページの笠置小学校管理諸経費でございます。工事請負費と致しまして放送機器改修205万7,000円、それと家庭科室エアコン設置工事135万5,000円を令和6年度に実施するものとして計上しております。続きまして資料が飛びます、24ページになります。予算書44・45ページ、予算書は中段になります。和束小学校管理費のスクールバス運行事業でございます。こちらの委託料、スクールバス、給食車委託料としてございます。こちらのスクールバスの関係では令和5年度までワズカーを利用しておりましたけども、令和6年度からは、こちらは教育委員会で車を購入しておりますので、委託して車を走らせるということでスクールバス、給食委託料として前年度より504万1,000円が増えたかたちで予算計上させていただいております。続きまして、資料26ページになります。予算書で申し上げますと46・47ページ、南山城小学校管理諸経費で、工事請負費でございます。下段になります。こちらにつきましては、緊急放送設備取替工事と致しまして682万円を予算計上させていただいております。続きまして、資料がちょっと飛びます。34ページの下段になります。それと予算書で申し上げますと59ページになります。笠置中学校管理諸経費の工事関係でポンプ室ドア取替えと致しまして90万2,000円計上してございます。続きまして、資料37ページ下段、予算書65ページ上段になりますが、和束中学校管理諸経費の工事請負費でございます。こちらにつきましては、体育館リレー板等が劣化しているということで、改修工事で130万8,000円を予算計上させていただいております。続きまして、ちょっと飛びまして、資料39ページ、予算書につきましては67ページになりますけども、予算的には大きな変動としてはありませんが、和束中学校は従前どおり長崎方面となっておりますが、これは報告事項になりますけども、令和6年度、笠置中学校につきましては、修学旅行が広島方面に変わりましたということでございます。少し飛びまして、資料52ページ、先ほども申し上げました予算書89ページ上段になりますけども、社会教育総務費、地域部活動事業と致しまして、義務教育振興諸経費から変更となりまして、地域部活動につきましては215万2,000円、こちらで計上させていただいております。資料55ページと57ページ、これにつきましては、予算書93、95の上段になります。和束町史編さん事業の関係でございますけども、令和6年度フルタイム会計年度任用職員につきましては、全額減額となっております。これにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の方につきましては、正規職員として採用されることから、和束町史編さん事業、負担金の人件費返還分として増額としております。続きまして、資料59ページ、予算書99ページになります。和束町給食センター運営諸経費でございます。工事請負費と致しまして、塗装改修工事と致しまして73万2,000円を予算計上してございます。それと資料60ページになります。予算書99ページになります。南

山城村給食センター運営諸経費、学校給食調理業務でございますが、調理業務委託として2,545万5,000円を計上してございます。これにつきましては令和6年度が委託の更新の時期でございまして、これにつきましては上限額を計上としております。あと、冒頭にも申し上げました笠置、和束、南山城村給食センターの関係で賄い費、1食単価を40円、5年度は30円でしたけども、6年度につきましては40円増額といったかたちでそれぞれ計上をさせていただいております。あと、資料61ページで、予算書を見ていただいたら分かるのですが、100・101ページでございます。令和5年度につきましてはクリーンセンターの元金、利子がありましたけども、令和5年度でクリーンセンターの起債が全額完済しましたので、今回はクリーンセンター分の記載について公債費はございません。令和6年度に予算計上されています、公債費の元金、利子につきましては、教育に係るものがすべてということで、今回、計上しております。以上、ちょっと長くなりましたけども、簡単ですが、令和6年度の当初予算、一般会計予算につきましては説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

幾つか尋ねたいことがあるので、3回になるように頑張ります。まず一つ目、予算書の49ページが該当するかと思うのですが、スクールバスの予算が載っています。このスクールバスですが、童仙房、野殿方面へは1便しか出ていなくて、低学年の子ども、1・2年生の子どもがすぐに下校ができなくて困るという状態があったのですが、それで保護者なんかとも話をきてきていると思うのですが、どういうふうに事態は収束したのかお聞きしたいと思います。それから二つ目は、予算書でいうと47ページです。プールの水のことをお聞きしたいのですが、というのが、村の議会の中の議案書では、水道水を確保するために道の駅の地下にある浄化槽というか、水槽があるのですが、その点検をきれいにやるという話が出ています。それで思うのですが、この南山城小学校のプールの水というのは、いざというときには浄化して飲料水にできるという設備があります。それについて、今までもお尋ねしたことがありますけども、実際に、その設備を稼働した履歴というのは、平成21年か22年か、その頃に2回ぐらい稼働したらしいのです。最近の近年には一切動かしていない。予算を1回立ててみたけれども、結構高いと、一遍動かせば30万ぐらいのお金が必要というので、その後、点検もしないで放置されています。今の、この能登半島なんかの様子を見ているときに、やはり飲料水がきちんと確保できるという事態が大事だと思うので、それについて予算の中には入っていません。いわゆる一般的なプールの浄化だけの予算しか入っていないので、そういうプールの飲料水化ができ

るための設備の点検については、どんなふうを考えているのかお聞きしたいと思います。それから、給食関係です。南山城小学校の給食センターですが、この3月で委託の期限が来るということで、前にお聞きしたときには、いわゆる業者の賄いの調理部門の委託をやめたらどうですかということをお聞きしましたが、そういう考えはありませんという返事でした。だから今、新しくというか、きちんと募集をし直して業者を選定する、そういう仕事、手続をしていると思うのですが、その進捗状況をお聞きしたいと思います。というのは、そこで働いている人がもう3月にも入ったのに、私たちは来年働き続けることができるのかどうかという不安を持っておられます。だから、やはり早く、事業者が変わったら、また、働くために契約をし直さなきゃいけないという事態もありますので、今の進捗状況をお聞きしたいと思います。同じように給食のことです。今の給食センター関係は、予算書では99ページに関係あるかと思いますが、同じように給食の賄い材料費が40円アップすると、だから、その前から考えると30円アップし、40円アップするというので、これは本当に大事なことだと思っています。保育園の賄い材料費については、いわゆる補正で今やっと終わってからという感じで30円アップが出てきましたけども、この令和6年度の給食費の40円アップについては、保育園も入っているのかいないのか、資料を見ても総合計しか書いていないし分からないです。資料の60ページですけども、それについて、どうなっているかお聞きしたいと思います。以上、4点あります。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目のスクールバスの関係でございます。議員がお話いただきましたとおり、南山城小学校のスクールバスにつきましては、下校時の話とはなりますが、野殿、童仙房方面、大河原方面と、田山、高尾方面への2便が出ているところでございますが、野殿、童仙房方面には低学年のバス、それが今現在運行できていない状況でございます。こちらの低学年のバスにつきましては、14時55分下校のバスになりまして、高学年のバスにつきましては15時45分のバスとなっているところでございまして、その間隔が50分というところで、往復にあたりまして、なかなか時間的に難しい面があるということで、運行できていなかったところ、並びに今まではあまり対象者の方もいらっしゃらなかったりということで伺っているところでございますが、しかしながら、もちろん学校を通して保護者の方も相談されていまして、そのことは教育委員会に話が入っておりまして、どういうふうなかたちで今この状況を改善したらいいのかということを学校や南山城村様とも本当に検討しておったところではございますが、やはり同じようなかたちで低学年のバスにつきましても出すようにすると、それにあたりましては、先ほど申し上げましたとおり、50分という間隔の話がございますの



で、南山城小学校にもお話をさせていただきまして、教育課程を見直していただくという  
か、工夫していただくというようなかたちで今進めているところでございます。今はまだ  
最終段階ではございますが調整を進めているところで、もう一便、同じようなかたちで低  
学年のバスにつきましてもお出しするということで今進めているところでございます。  
続きまして2点目の、プールの飲料水の関係でございます。飲料水の関係につきましては、  
議員がお話いただきましたとおり、南山城小学校の敷地に災害対策用の造水機がござい  
ます。いわゆる小学校のプールを飲料水という、そういう造水機でございますが、議員が  
先ほどおっしゃいましたとおり、過去に、私も2回ほど点検をされて実施をされたとい  
うことは聞いているところでございまして、その際は、南山城村様の防災訓練時に行われた  
ということは伺っております。これも先ほど鈴木議員の話の中にございましたが、1回使  
用しますと、今後、その点検にかなり高額な費用、30万円ぐらいかかるというところ  
でございまして、これはやはりフィルターを換えたりしないとカビが発生してしまったり  
というところで、かなり高額な費用がかかるというところで、その後は実施されていないと  
認識しておりますが、この機械につきまして、どのように活用をしていくか、今後の計画  
というところでございますが、管理につきましては学校施設の一部でもございますので、  
教育委員会での管理が妥当かなと思っているところではございますが、利用につきましては、  
やはり災害時に利用することが考えられます。特に、飲料水での利用となりますが、  
やはり、このあたりのことにつきましては、防災の関係にもなってくるかと思いますので、  
南山城村様の防災の所管課ともまたいろいろと調整・検討はさせていただきながらどうす  
るかというところは考えていきたいなと思っているところでございます。今現在は、使用  
する予定は、予算にも計上していないところではございますが、ないところでございます。  
続きまして、南山城村給食センターの調理業務の進捗状況でございます。今年度、更新の  
年になるというところで、事務を進めさせていただいているところでございます。今週に  
審査会を開催させていただきまして、その結果によりまして業者は決定するという予定に  
なっているところでございます。続きまして、4点目の、給食の値上げの関係でございま  
す。給食費の引上げにつきましては、無償化が始まった平成30年度から据え置きの方  
況ではございましたが、今年度30円上げさせていただきまして、小学校が280円に、中  
学校が300円とさせていただいたところでございますが、やはり現場の声からも物価の  
上昇がかなり、まだ続いている状況にあるというところで、令和4年末の食材単価と令和  
5年末の食材単価を比較させていただきまして、主食で10.9%、副食で12.1%、それぞ  
れ食材価格が上昇しておりました。そこで、令和6年度につきましても、40円上げ  
させていただきまして、小学校を320円に、中学校を340円として計上させていた  
だいているところでございます。南山城村様の保育園分につきましては、今回は当  
初予算にお互い調整をしまして、同時に上げるという方向で調整を進めているところ  
でございます。今現在、保育園分も連合予算には入っているという状況でございま  
す。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

このスクールバスについては、これは本当に、この1年間保護者は言ったら、本当は、払わなくてもいい学童保育料を払い続けていたわけです。学校の都合で、教育委員会の都合で、高学年のバスが出るまで待たせたにもかかわらず、じゃあ待っててもらおう、学校の中で待てないから学童保育のところに行っていてください、じゃあ、お金はいいですとになっているならまだ分かるのですが、そうじゃなくて、お金を払わせ続けた、1時間足らずいるためにずっと払っていたのです。それが来年度からは解消できるというのはよかったと思います。野殿には小さい子どもさんを連れた家族が移住してきています。人口が減っている中で、野殿だけとは言ったら変ですけど、やはり増えているのですよね。だから、小さいお子たちを本当に大事にしたいなと思います。それからあと、プールの飲料水化の問題ですが、いつも思うのが、東部連合の議会があつて、村の議会があつて、そして、こういう両方に関わるようなことはあっちでも言い、こっちでも言わないとあかんという、こういう不自由な思いをしているのですけども、やはり能登半島の様子なんかを見ている、飲料水をきちんと確保しておくというのは大事だと思うので、このフィルターの30万円、毎年、検査をする必要もないと思うのですけども、すごく繊細な飲み水になるのですから、あの汚いプールの水がなるのだから、本当に繊細なフィルターらしいので、だから一遍やれば、それだけかかるのは分かりますけども、でも、この十数年間、一遍も動かしていなかったら、フィルターそのものも、ひょっとしたら劣化しているかもしれない。私はそういう専門的なことは分かりませんが、だから、やはり何年かに1回は、そういう点検もするというのを行政と教育委員会とで話し合って管理して欲しいなと思います。これは連合長からも答弁いただけたらと思っています。それから、給食センターの厳密に新しい委託先が決まるのは、いつなのですか。それは決まり次第、職員にもそういう話をきちんとしてほしいし、お願いをしたいと思います。それから、保育園の食材費は当初からきちんとアップした状態でできるというふうに理解していいのですかね。では、すみません。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

災害時の飲料水についてですが、南山城村の道の駅の地下タンクに飲料水としては保管しております。それでも足りないような状況となれば、また、それも考えてもいいですけ

ど、プールの水は飲料水以外のところでも使えますので、まずは道の駅で用意されているタンクで飲料水を使ってもらったらどうかと思います。それも計算して、1日にどれだけの人が飲料水で使って、食事で、どれだけ使ってという計算をして、何か月分で何リットルの水が要るかと、そこまで精査をした上で、それが必要か考えさせていただきます。どうしてもそれが必要となれば、もちろん年に1回、30万というのは必要経費というふうに認めざるを得ないというふうには考えます。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

まず、スクールバスの関係でございますが、やはり家庭の事情や子どもさんの体力的なところもあると思っております。また、野殿・童仙房には移住者を呼び込まれているという、そういう動きもあるということも承知しておりますので、先ほど申し上げましたとおり、来年度からは同じようなかたちでスクール便をちゃんと下校時に運行するというところで進めていきたいと思っております。また、点検の関係につきましては、今、連合長からもございましたが、また、担当課と調整をさせていただきながら進めていきたいと思っております。給食センターの関係ですが、先ほど今週中にと申し上げましたが、8日の金曜日に審査会を開催する運びとなっておりますので、そこで決定するところとなります。保育園の関係には、当初予算に計上させていただいているところです。以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

3回目になります。本当にスクールバスのこと、動くようになってよかったなと思っておりますが、ただ、一つ心配していることは、これは答弁は要らないし、学校で考えてくれることだと思うのですが、低学年の1便が行って帰ってきた、普通にやったら高学年の出発時間に間に合わないのですね。だから、学校が校時を変更して、低学年のバスが行って帰ってくる、そして、高学年のバスが出る時間に間に合わせるために結局、校時を変えなきゃいけないという事態になっているわけで、そこは現場の校長先生も悩んでおられると思うのですが、十分声を聞いて対応できるようにお願いしたいと思います。それから、プールの水については、飲料水にはならなくとも、例えば、トイレの流す水が要るとか、いろいろな水の入用がありますので、そこは考えていただけたらと思うのですが、この南海トラフの地震になったら、西日本太平洋ベルト自体、日本人の半分は災

害に遭うと言われているときに、よそから水が来るとか、そういうことは本当に考えられないと思うのです。だから、そこはもっと研究していただいて、検討していただけたらと思います。では、終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

もし、これ以上質問があるようなら、1回先に休憩を入れようと思うのですが、どうですか、質問はありますね。では、ここで一旦休憩します。再開は議場の時計で2時25分からとします。

（休憩 14：14～14：25）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

畑です。午前中の一般質問にお聞き致しました。教育長はできたかできないかということで、できましたという答弁をいただきました。ありがとうございます。まず、厚くお礼を申し上げます。その中で、多分、この45ページの委託料と思うのですが、これについて具体的に説明をお願いしたいと、このように思います。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。和東町のスクールバスにつきましては、徒歩の方、また、奈良交通を使っている方、今現在、ワズカーを使っている方がおられまして、そのワズカーの運行につきましては、あくまでもこれは緊急的なものということで、本年度車両を購入致しまして、今現在は1台のバスで回っているところを14人乗りのバスをもう一台増やせさせていただきまして、2台で登下校の運行をする計画となっております。そのあたりの1台増につきましては、運転手さんの人件費とかもございまして、予算等につきましては大幅に増額となっているところでございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

やはりスクールバスで使うということでございます。その中で令和6年度の小学生が私の今知っている情報の中では、1年生から6年生までで90人、中学生が67人、これは若干変動するかと思うのです。また、4月になったら異動とかがあって、それは分かるのですが、ただ、小学生が1桁の8人、最初は9人と聞いていたのですが、最終的に8人になるんだと、これがまた、来年度はどのようになるか分かりませんが、その都度その都度やはり通学路の見直しというのは必要ではないかと私は思うのです。これについて今組んでいただいたわけでこれからスタートするわけですが、おそらく来年がどういう状態になるかまだ把握はできていないと思いますけど、その点についても1つ考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。和東小学校区の通学路についてお答え致します。現在、スクールバスを購入して、スクールバスが入れなかった地域、撰原区と湯船区、ここにスクールバスを向かわせるというところでの話は進んでおります。ただいまご指摘いただいたとおり、生徒数がどんどん少なくなっています。自宅も1か所ではなくて、点在するようなかたちになっています。また、通学路としても、今までは集団登校、班登校で6年生を中心に複数の子たちで安全に行っておったわけですが、それが1人や2人となると、特に、低学年の子たちは安全面も心配な点があります。その辺を学校と十分相談して、どこにどういった児童が住んでおるのかということも確認しながら、または交通安全面でも確認させてもらいながら、スクールバスが運行できるのかどうかというあたりも十分考えながら、これは毎年毎年おっしゃったとおり、低学年の1年生の新入生が入ってくるわけですから、見直しをかけなければいけないことであるという認識のもと、今年4月からは、それで走りますけども、随時、考えさせてもらうというところでの話はできておりますので、また、やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

最後ですね。今、教育長に答弁をいただきました。まさにそのとおりだと思います。社会情勢、それからいろいろな何が悪くなってきておりますので、特に、低学年等については親御さんも非常に心配だと、このように思うのです。この問題が最初にかかったのは、3年前なのです。今、小学校3年生だと思います。教育長は、そのときにおられませんか

たが、そのときに保護者が何回言っても受け付けてもらえない、これで決まっていますとこっちからいったら一方的ですね、そういうことが発端なのです。だから、このときに担当されておったのは今、次長と思いますけど、なぜ、そのときにそういう、すぐに対応されたら、こういう問題はなかったと思うのです。これはこれから大いにこのことはありますから、その都度学校へ行ったり、また、教育委員会に行ったりして何ら答えがなかったから、こういう問題が先ほど出てきたのです。これについてはやはり聞く耳を持っていただいて、保護者の要望に応えていただきたい、このように思います。それからもう一点、給食費でございます。予算書を見ておりましたら、令和5年が1,100万で、令和6年が1,400万、約300万ちょっと、これを上げていただいております。これは物価高騰でいろいろな材料も上がっているから、その数字がそのまま反映されると、このように思いませんが、その点も一つ十分に世相を見ながらやっていただきたいと、このように思います。次長だけ答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

ただいまのご質問です。運行経路見直しに関しましては、逐次、子どもの増減を見ながら、また、今回、新しく車も増車できましたので、考えさせていただきたいと考えております。また、給食費ですけれども、今年度に30円上げさせていただいて、それで6年度から40円の値上げ、今回、議案で出させていただいております。今後も物価高騰はあるものかと考えておりますので、また、その際には議会でもお願いさせていただきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。資料13ページ、中段のところで負担金、補助及び交付金で、笠置町派遣職員人件費分返還が前年度と比較をして641万4,000円が減額となっております。これは連合で職員を新規採用し、笠置町からの派遣職員を1名減とお聞きしております。令和6年度も採用試験委託料が計上されております。連合職員の採用計画と、町村からの派遣職員の計画はどのようになっているのかお聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

由本議員のご質問にお答え致します。プロパー職員の採用につきましては、今回、議員ご指摘のとおり、1名を内定させていただいたところでございます。当面、一般職3名の採用を目指して事務を進めているところでございます。今回、笠置町からの派遣職員分を減ということで、予算を上げさせていただいているのですけれども、正・副連合長、参与とも協議の上、各3町村からお1人ずつ計3名を順次採用の都度、減らしていくというようなことで、今回の1名につきましては、笠置町分を減額しているといった状況でございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

連合長とかの会議で、笠置町からの職員を1番に返すというようなことだと思うのですが、やはり3町村の派遣職員を見ますと、和束町の職員が一番多いのではないかと思います。そのあたりは、どうして笠置町の職員をまず返すということになったのかお聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

そちらにつきましては、正・副連合長、参与とも十分協議をさせていただいたのですけれども、やはり派遣を解除する職員の年数等々を鑑みまして、笠置町から順番に、次は和束町、次に南山城村といった順で採用する都度派遣職員を減らすというようなことになったものでございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

今回そうしたら3名を採用することなのですが、今後の計画というのはお持ちなのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

事務局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

ご質問にお答えします。3名を採用した後の計画でございますけれども、今現時点で明確なものはございません。採用された職員、またそれを支える組織全体を見ながらどういった職員が必要であるのか、正・副連合長と十分協議の上検討してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決致します。議案第5号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第5号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。日程第11、同意第1号、「相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。現在、相楽東部広域連合教育委員会委員である石橋常男委員及び上村恵子委員、2名の任期満了に伴いまして、このたび、本人の了解を得て、委員に任命するものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。事務局長。



◎ 事務局長（小森 豊久）

それでは、同意第1号、相楽東部広域連合教育委員会委員の任命について、ご説明させていただきます。現在、連合教育委員会委員は4名おられますが、そのうち2名の方が、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに2名の方を相楽東部広域連合教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。議案書をご覧ください。お1人目の方、京都府相楽郡笠置町大字切山小字井垣内33番地3、氏名、谷本一榮、生年月日、昭和29年1月13日生まれの70歳の方でございます。現在、連合の社会教育委員としてお世話になっている方でございます。お2人目の方、住所、京都府相楽郡南山城村大字田山小字北谷72番地、氏名、石橋常男、生年月日、昭和30年1月28年生まれの69歳の方でございます。現在も教育委員会委員として、お世話になっており、引き続き、委員に任命しようとするものでございます。なお、履歴書については、2枚目、3枚目に添付させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

お諮りします。この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。この採決は挙手によって行います。なお、議案としては1件ですが、その内容は2つですので、1件ずつ採決致します。まず、谷本一榮君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、谷本一榮君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。続いて、石橋常男君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、石橋常男君を相楽東部広域連合教育委員会委員の任命に同意することに決定しました。日程第12、「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題とします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。これで令和6年相楽東部広域連合議会第1回定例会を閉会するにあたり、中副連合長から挨拶をしたい旨、申出がありましたので、これを許します。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

皆さんお疲れのところ、お時間をいただきました。申し訳ないです。少しお話をさせていただきたいと思います。まず、広域連合のお話ですけれども、今を去ること4年前の5月だったと思いますが、西村前町長からクリーンセンターの状況のお話がちょっとありましたので、見ないことには分かんと思って、堀町長のところにお訪ねしました。おおむねお話を伺った上で見ないと分かんへんと思うので道を教えてくださいということをお願いしたら、「わしが案内しよう。」とおっしゃって、クリーンセンターに2人で行きました。今でも建屋のところから2人でずっと見ていて、これはどうなったらこういうことになるのでしょうかねという話をしている、ずっと見ていて最終的に、「堀さん、これはひょっとしたら盛土が全部滑り落ちたのですか。」と、これは大変ですねと、これは擁壁がこけて盛土が流出したらえらいことになりますよねということで、早いこと何とかしましやうねというお話をさせてもらった、あれからもう4年も経ってしまったのかと思うのですが、それが一番最初に堀町長にお世話になった僕の思い出です。それからいろいろな問題があったり議論をさせていただいたりということがあって、堀町長だけでなく、平沼村長にもいろいろとご指導・ご鞭撻をいただいて、ここまで4年間務めさせていただきました。これから僕が思っているのは、京都府からやはり仕事がいっぱい下りてくる、市町村の仕事というのは減ることがない、増える一方です。例えば、コロナのときでも3町村とも職員の皆さんは大変苦勞をしてコロナの対応をしてはったと思います。そういうことも含めて、今後ますます3町村で歩調を合わせていろいろな業務をやっていかないと、それぞれの町村で人口が減っています。それもありますから、職員を増やすわけにもいきません。となりますと一緒にできる仕事というのをできるだけ皆でやっていかないと、こ

の先、町村の業務ができなくなるのではないかという非常に潜在的な恐怖があって、それが未来づくりセンターと一緒にあって、一緒にできることをできるだけ処理をやっていく、それが財政的なことも含めて軽減できたらいいなというふうに思っています。これから先、東部3町村が協力しながらできることは一緒にやっていくということを基本にして、ますます発展していただけるように、私からお願いをしたいと思います。4年間、ここにおられる皆さん方、議員さんも含めてご指導・ご鞭撻をいただきました。大変ありがとうございました。あとは東部3町村のこれからの発展を祈念致しまして、私は、これで、幕から出ていくわけですが、よろしく願いしたいなというふうに感じています。皆さん、よろしくお願いします。本当にありがとうございました。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長、大変お疲れさまでした。それでは、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年相楽東部広域連合議会第1回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員